

《第4次》

配偶者等からの暴力の 防止及び被害者の保護 等に関する基本計画

～DVを許さない社会の実現を目指して～

(素案)



目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定と進行管理	3

第2章 本県の配偶者等からの暴力の現状

1 配偶者等からの暴力に関する相談状況等	4
(1)相談の状況	4
(2)一時保護の状況	6
(3)保護命令の状況	7
2 配偶者等からの暴力に対する県民の意識と実態等	8
(1)配偶者からの被害経験等	8
(2)配偶者から暴力を受けた場合の相談先	10
(3)配偶者からの暴力に関する認識	12
(4)暴力を防止するために必要だと思うこと	14
(5)市町村におけるDV防止計画の策定状況	14

第3章 計画の内容

1 基本的な考え方	15
2 施策の体系	17
3 具体的な施策	18
基本目標Ⅰ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進	
重点目標1 配偶者等からの暴力を許さない社会の実現に向けた周知・啓発の推進	18
重点目標2 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実	21
重点目標3 若年層への教育及び周知・啓発の推進	24
基本目標Ⅱ 被害者に配慮した相談・保護体制の充実	
重点目標4 安心して相談できる環境の整備	27
重点目標5 外国人・障害者・高齢者等への配慮	33
重点目標6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	35
重点目標7 保護命令に対する適切な支援と対応	37
重点目標8 被害者への配慮	39
重点目標9 相談員等の資質向上	40

基本目標Ⅲ 自立に向けた環境整備の促進	
重点目標 10 被害者への総合的な支援	41
重点目標 11 就業支援の充実	43
重点目標 12 住宅確保に係る支援の充実	45
重点目標 13 子どもに対する適切な支援	47
基本目標Ⅳ 関係機関の支援ネットワークの充実	
重点目標 14 関係機関のネットワークの充実	49
重点目標 15 市町村における支援体制の強化	51
重点目標 16 民間団体等との連携と協働	53
重点目標 17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	55
重点目標 18 調査研究の推進	56
4 数値目標	57

資料編

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	58
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針(概要)	76
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会設置要綱	84
○ 山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画庁内検討委員会設置要綱	88
○ DV被害者支援の主な流れ	90
○ 相談窓口等一覧	91



「女性に対する暴力根絶のシンボルマーク」



「女性に対する暴力をなくす運動」
(毎年11月12日～11月25日)
女性に対する暴力根絶のシンボル
～パープルリボン～

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

どのような形であっても、また、どのような理由があっても許されるものではありません。

このため、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要であり、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）が制定され、保護命令制度や都道府県配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の取組が始まりました。

平成16年12月には、配偶者からの暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充、国の基本方針の策定、都道府県への基本計画策定の義務付け等を内容とする法改正が行われたことから、本県でも平成17年12月に「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下、「DV防止計画」という。）を策定しました。

その後、平成19年7月には2度目の法改正が行われ、保護命令制度の更なる拡充や市町村におけるDV防止計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務などが盛り込まれたことから、県においてもDV防止計画の見直しを行い、平成21年3月に計画期間を平成21年度から平成25年度の5年間とする第2次DV防止計画を策定しました。

さらに平成25年6月には、交際相手からの暴力が社会的に問題となり、被害者及び親族等に被害が及んでいる実情を踏まえ、「生活の本拠を共にする交際相手」にも法律を準用することとされ、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正され、この法改正に伴い、平成26年1月には国の基本方針が改定されました。

これらを受け、県においても平成26年3月に計画期間を平成26年度から平成30年度の5年間とする第3次DV防止計画を策定し、恋人等の親しい関係間における暴力（以下、「デートDV」という。）に対する施策も盛り込み、関係機関と連携し、様々な施策を推進してきました。

現行の第3次DV防止計画は、平成30年度をもって計画期間が終了することから、これまでの取組成果や課題等を踏まえて、被害者の保護と自立支援に関する施策の一層の充実を図るため、第4次DV防止計画を策定し、さらなる施策の推進と関係機関相互のネットワークの充実を図り、DVを許さない社会の実現を目指していきます。

◆◆◆ 本計画における定義等 ◆◆◆

DV防止法に規定する「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。

また、平成25年6月の法改正で「生活の本拠を共にする交際相手」についても法律が準用されることとなりました。

こうしたことから、「第4次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」では計画の名称を「配偶者等」とし、夫婦間の暴力だけではなく、生活の本拠を共にする交際相手間や恋人等の親しい関係間における暴力についても対象としています。

◆ 「配偶者等からの暴力」とは

「配偶者等からの暴力」とは、「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」を指します。つまり、「殴る」「蹴る」といった身体に対する暴力だけではなく、「人格を否定するような暴言を吐く」「大切にしているものを壊したり、捨てたりする」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力や、「邀任に協力しない」「性行為を強要する」などの性的暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力も含まれます。なお、警察官による被害の防止及び警察本部長等の援助に関する規定については、「身体に対する暴力」が対象となります。

◆ 「配偶者暴力相談支援センター」とは

平成13年4月にDV防止法が制定され、保護命令制度や都道府県配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護等の取組が始まりました。

配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行っています。

県では、平成14年4月に女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、被害者からの相談対応、一時保護等を実施することとしました。また、平成18年4月には男女共同参画推進センターぴゅあ総合を相談対応を行う配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、相談体制の強化を図っています。

2 基本理念

- ① 個人の尊厳が尊重され、配偶者等からの暴力を容認しない社会
- ② 配偶者等からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会
- ③ 配偶者等からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会

3 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき国の基本方針に即して策定し、本県におけるDVの防止及び被害者の支援に関する施策を総合的に実施するものです。

また、本計画はDVの防止及び被害者の保護について、県、市町村、地域、関係機関・団体などが相互に連携・協力して積極的な取組を行うためのものです。

なお、施策の推進にあたっては、第4次山梨県男女共同参画計画との整合性を図っていきます。

4 計画の期間

計画の期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間とします。

ただし、計画の期間内であっても、法改正や国の基本方針の見直しが行われた場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合など、状況の変化等を勘案し、必要に応じて見直すこととします。

5 計画の策定と進行管理

計画の策定にあたっては、庁内検討委員会を設置し協議するとともに、「山梨県男女共同参画審議会（有識者等で構成された県の附属機関）」での審議や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会（行政機関・関係機関・民間団体等で構成）」（以下、「関係機関連絡協議会」という。）での意見聴取を行い、幅広い意見を反映できるよう努めています。

また、県民意見提出制度（パブリックコメント）の手続により、計画の素案を公表し、広く県民の方からも意見等を聞き、計画の内容の充実に努めています。

この計画の推進にあたっては、毎年度、「山梨県男女共同参画審議会」に実施状況を報告し、計画の進行管理を行います。

第2章 本県の配偶者等からの暴力の現状

本県の現状

配偶者暴力相談支援センターへのDVに関する近年の相談件数は年間1,000件以上

「外国人、障害者、高齢者等からの相談や相談内容の複雑化」

一時保護を行った被害者の半数以上は子どもを同伴

夫婦間の暴力の現場を3割近くの子どもの目撃

DVを受けていながらも「どこ(だれ)」にも相談していない人が半数

精神的暴力や性的暴力もDVであるという認識が希薄

男女間の暴力の防止に対する主な県民ニーズは、

「身近な相談窓口の増加」や「家庭や学校における教育」

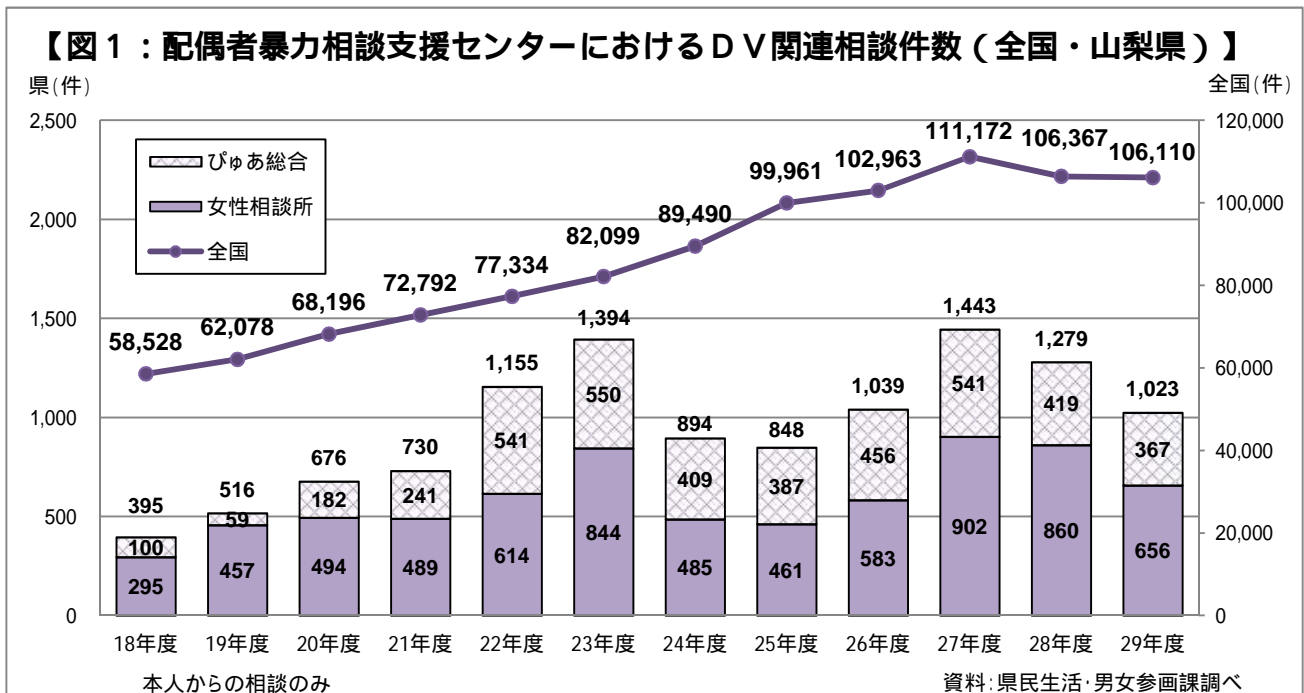
DV防止計画の策定市町村数は20市町村(H30.3現在)

1 配偶者等からの暴力に関する相談状況等

(1) 相談の状況

配偶者暴力相談支援センターへの相談状況

県では、DV防止法に基づき、女性相談所、男女共同参画推進センターぴゅあ総合の2施設を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけています。県の配偶者暴力相談支援センターで受けたDVに関する相談件数は、平成28年度以降、若干減少傾向にあるものの長期的には増加傾向にあり、平成26年度以降は年間1,000件超で推移しています。また、全国における推移も長期的には増加傾向にあります。<図1>



件数は延べ件数 本人からの相談のみ

【図2：山梨県における相談の内訳（平成29年度）】

DVに関する被害者と加害者との関係

加害者との関係別構成割合(下記グラフ参照)

	合計	内訳(男女別)		内訳(加害者との関係)					
		女性	男性	配偶者			離婚済	生活の本拠を共にする(した)	
				婚姻の届出あり	婚姻の届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手
来所	312	312	0	248	2	0	59	3	0
電話	709	702	7	579	2	19	92	14	3
その他	2	2	0	0	0	0	2	0	0
合計	1,023	1,016	7	827	4	19	153	17	3

相談者の年齢

年齢別構成割合(下記グラフ参照)

性別	施設名	区分/年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
女性	女性相談所	来所	1	19	61	62	28	7	3		181
		電話		44	122	99	71	22	4	106	468
	ぴゅあ総合	来所・電話	6	9	118	173	40	15	2	4	367
男性	女性相談所	来所									0
		電話				1	1			5	7
全体	全体	合計	7	72	301	335	140	44	9	115	1,023

「ぴゅあ総合」…男女共同参画推進センターぴゅあ総合

障害がある被害者からの相談

	合計	内訳(男女別)		内訳(障害内容)			
		女性	男性	知的・精神障害	身体障害		
					視覚障害	肢体不自由	その他
来所	12	12	0	5	1	5	1
電話	16	16	0	11	1	4	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
合計	28	28	0	16	2	9	1

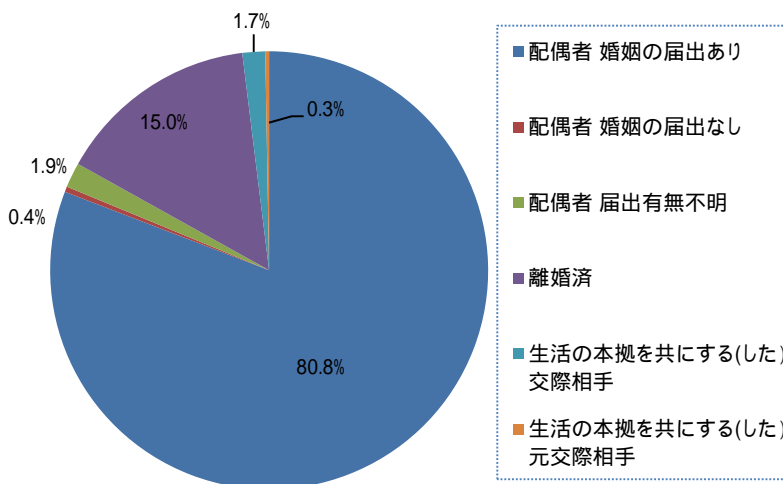
日本語が十分に話せない被害者からの相談

	合計	内訳(男女別)		内訳(言語)		
		女性	男性	タイ語	カタロ語	ポルトガル語
来所	7	7	0	1	2	4
電話	6	6	0	0	2	4
その他	0	0	0	0	0	0
合計	13	13	0	1	4	8

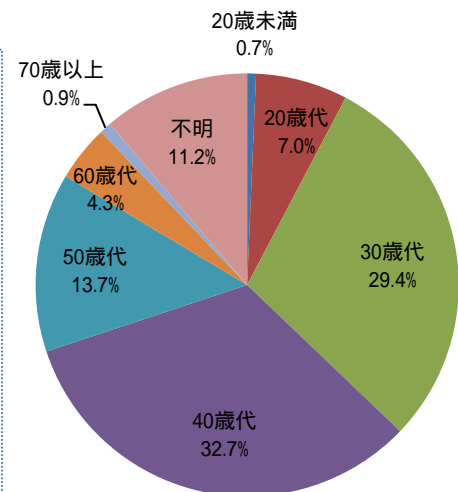
交際相手からの暴力に関する相談

合計	女性	男性	うち通報
31	31	0	2

加害者との関係別構成



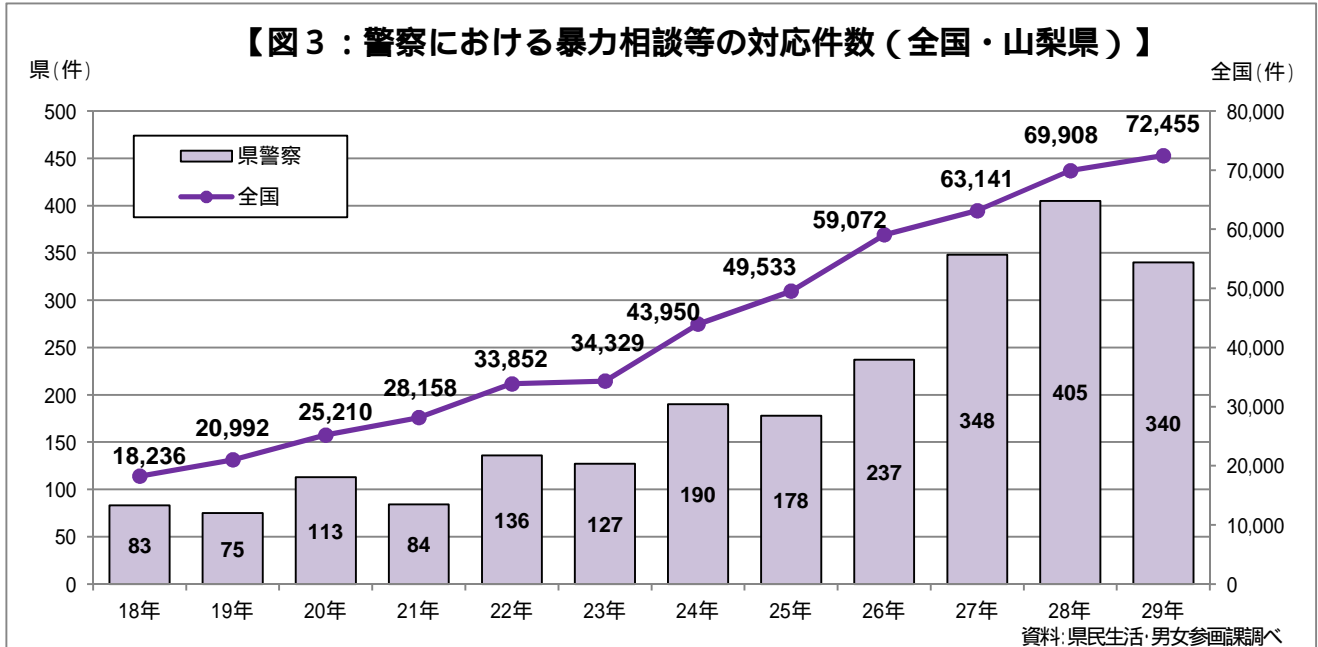
相談者の年齢別構成



資料：県民生活・男女参画課調べ

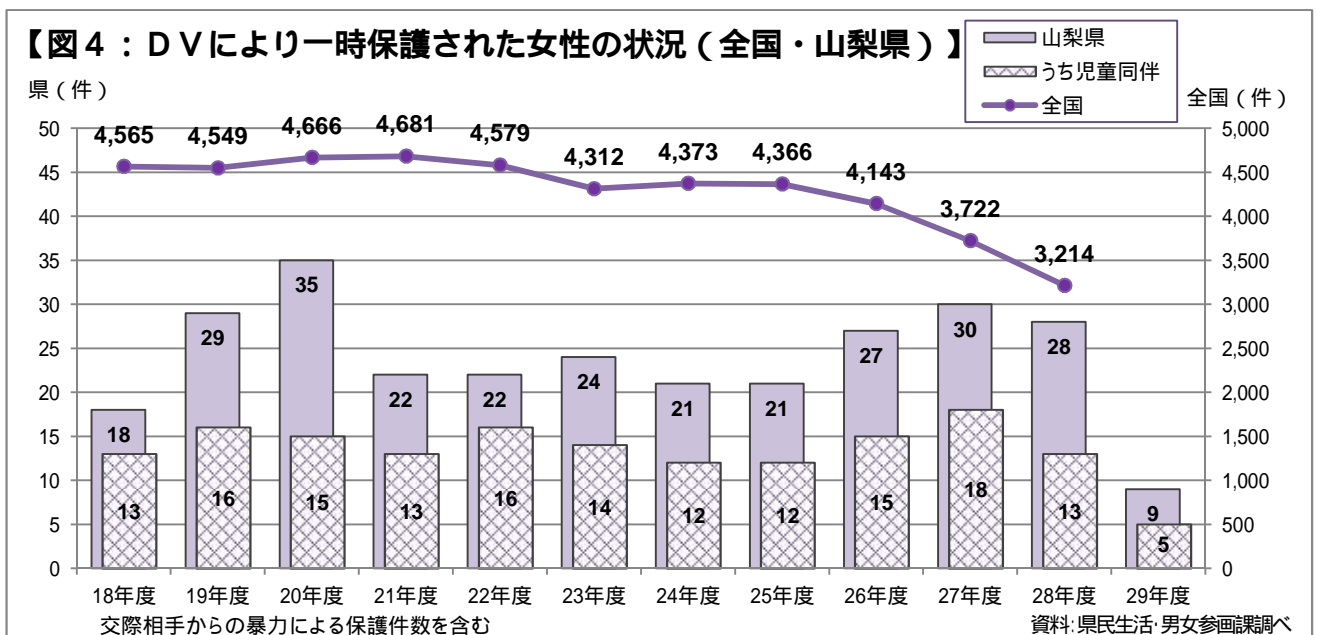
警察における対応状況

DVに関する相談等は、警察の総合相談室や各警察署でも対応しています。警察がDV等に関する相談を受け対応した件数は、平成29年は340件であり、前年より減少したものの平成18年の約4倍超となっており増加傾向にあります。また、全国の警察の対応件数についても増加傾向にあります。〈図3〉



(2) 一時保護の状況

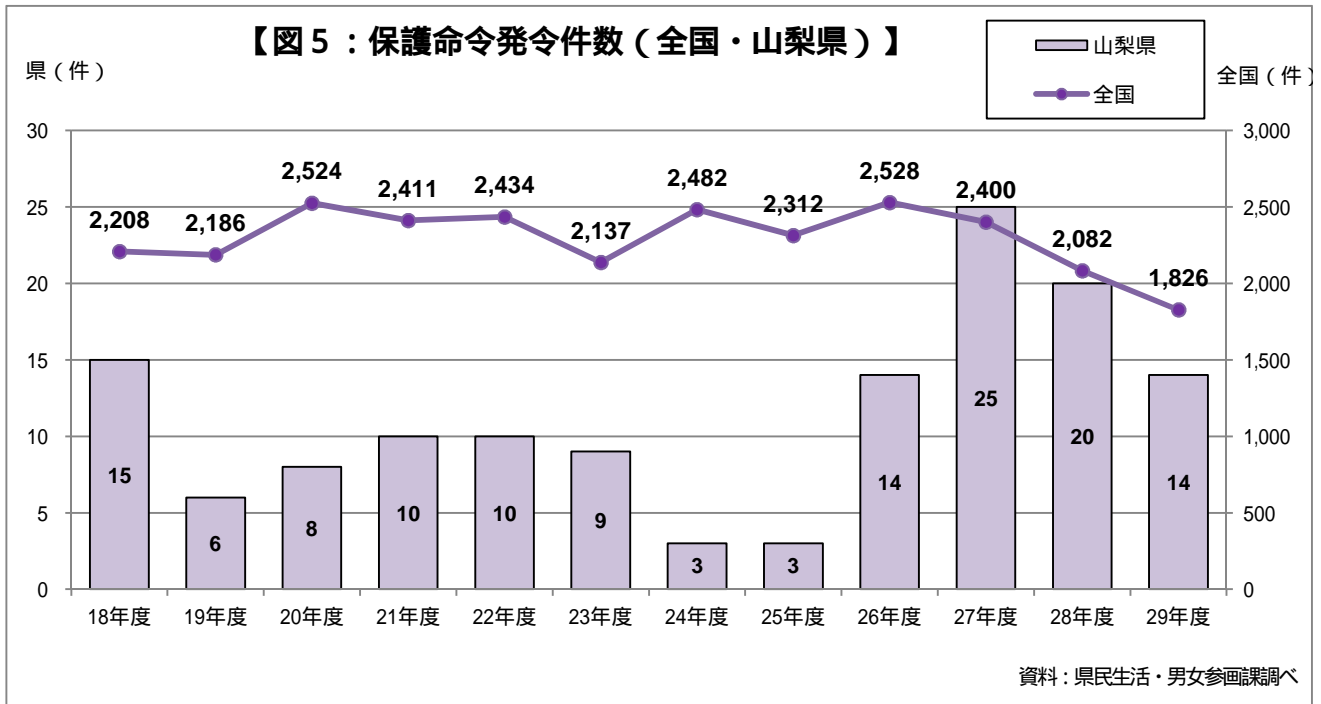
被害者本人の意思に基づき、緊急に保護を必要とする場合には、被害者及び同伴する家族の一時保護¹を行い、傷ついた心身の健康を回復させるためのケア等、必要な支援を行っています。近年、DVを理由とする一時保護は減少傾向にありますが、子どもを同伴する割合は半数以上という傾向にあります。〈図4〉



1 一時保護とは…被害者及び同伴する家族が専用の施設で安全に生活を送れるよう女性相談所で一時的に行う保護です。

(3) 保護命令の状況

甲府地方裁判所管内で出された保護命令²件数は、平成28年度以降、減少しています。また、全国における推移も減少傾向にあります。＜図5＞



2 保護命令とは・・・配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより裁判所が加害者に対し被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令です。
 保護命令には、申立人への接近禁止命令、申立人への電話等禁止命令、申立人の子への接近禁止命令、申立人の親族等への接近禁止命令、退去命令の5つの種類があります。

2 配偶者等からの暴力に対する県民の意識と実態等

県では、県民意識等の実態を把握するため、平成27年度に「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」（以下「県民意識・実態調査」という。）を実施しました。なお、同調査は5年ごとに実施しています。

(1) 配偶者からの被害経験等

平成27年度に本県が実施した県民意識・実態調査によると、現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人1,235人（女性696人、男性534人、未回答5人）のうち、配偶者から何らかの暴力を受けた経験があると回答した人は、女性35.5%、男性15.0%という状況にあります。また、暴力の現場を子どもが目撃していたケースは3割近く、被害者の相手方が子どもに同じような行為をしたケースも2割近くあります。＜図6＞

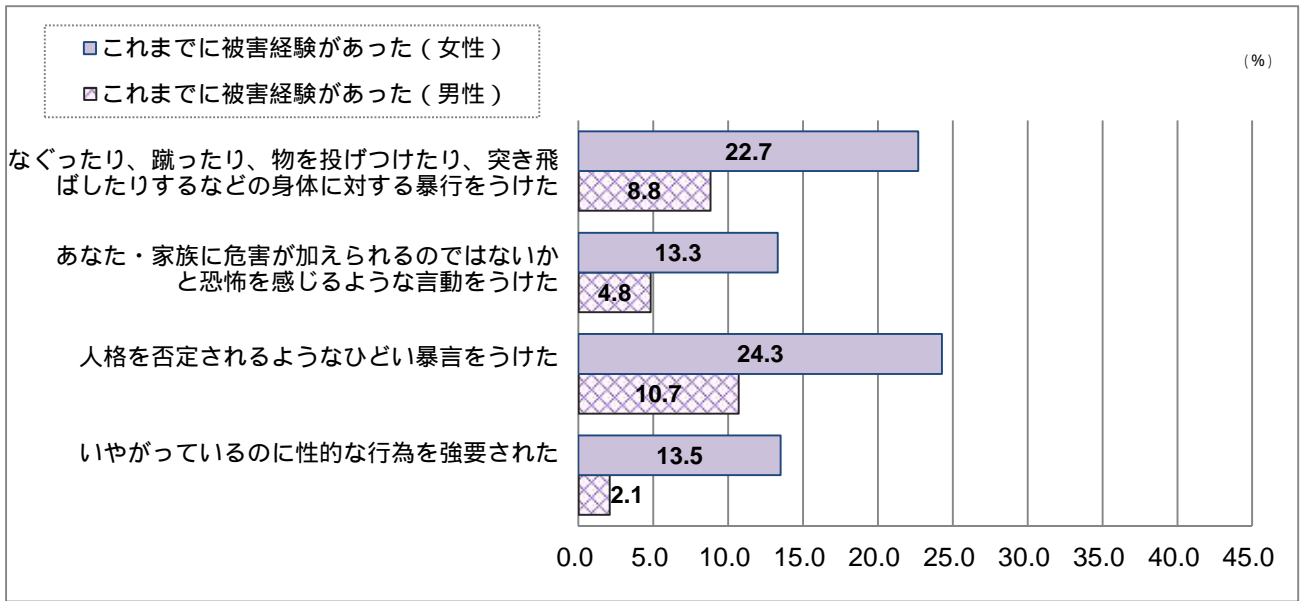
【図6：配偶者から何らかの暴力を受けた経験があると回答した人（山梨県）】

性別	質問対象人数(A)	DV被害の経験がある人(B)	命の危険を感じたことがある(C)	子どもが目撃していた(D)	子どもに同じような行為をした(E)
女性	696人	247人(35.5%)	39人(15.8%)	70人(28.3%)	43人(17.4%)
男性	534人	80人(15.0%)	9人(11.3%)	23人(28.8%)	15人(18.8%)
全体	1,235人	327人(26.5%)	48人(14.7%)	93人(28.4%)	58人(17.7%)

資料：県民生活・男女参画課「平成27年度県民意識・実態調査」

- (A)：調査で既婚（事実婚含む）、離別、死別と回答した人
 - (B)：身体に対する暴行、脅迫的な言動、人格を否定するような暴言、性的行為の強要のいずれか一つまたは複数の行為による被害を受けたことがあると回答した人（実人数）
 - (C)：(B)欄のうち相手の行為によって命の危険を感じたことがある
 - (D)：(B)欄のうち行為を受けた時に18歳未満の子どもが目撃していた
 - (E)：(B)欄のうち、その相手が18歳未満の子どもに同じような行為をしたことがある
- 質問対象人数のうち5名については性別について未回答のため、女性と男性の合計人数が全体数とは一致しない。

【図7：暴力の行為別に見た男女別被害状況】



資料：県民生活・男女参画課「平成27年度県民意識・実態調査」

【図8：暴力の行為別に見た年代別被害状況】

1年以内に被害を受けたと回答した人の年代別内訳

【単位：%】

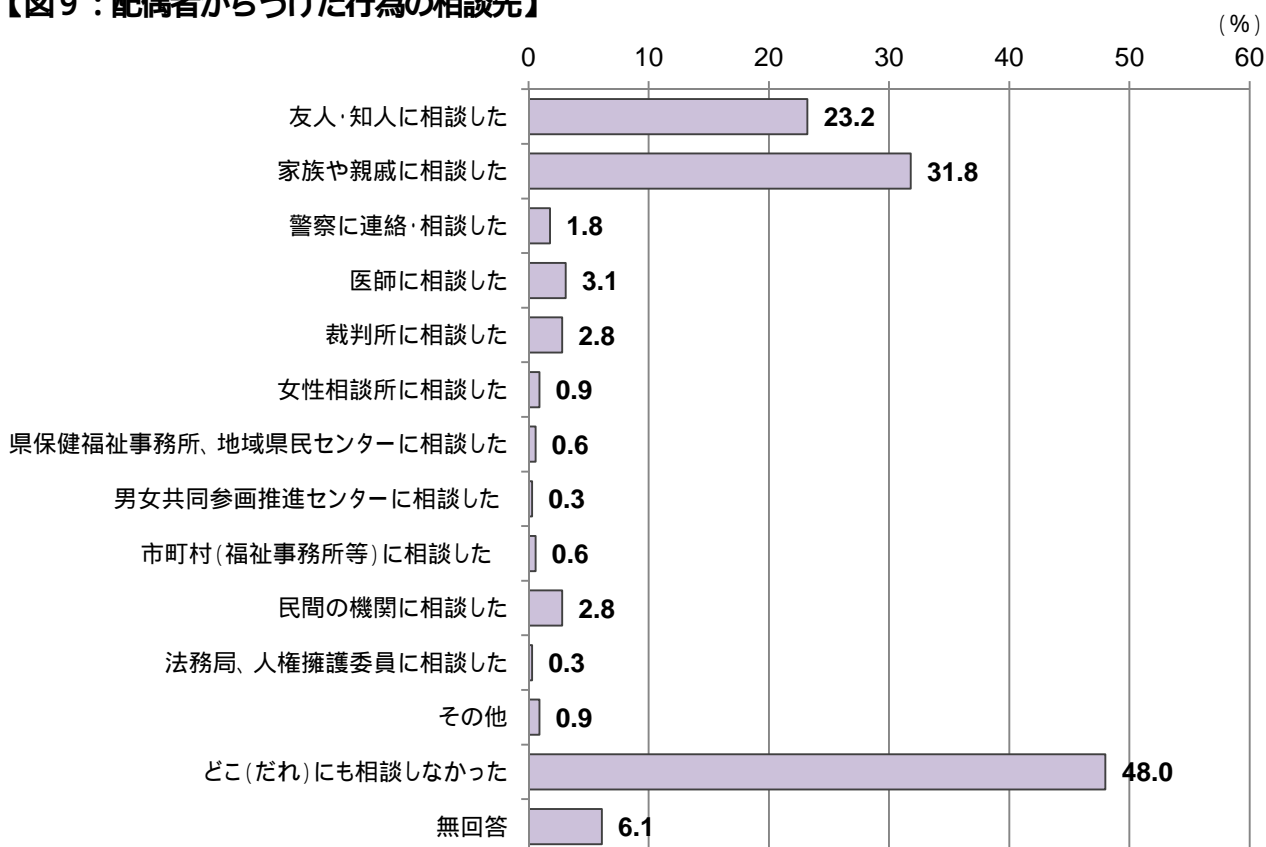
被害内容 / 年代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上
なぐったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	0.0	25.5	19.6	19.6	25.5	9.8
あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような言動を受けた	0.0	31.4	28.6	14.3	20.0	5.7
人格を否定されるようなひどい暴言を受けた	2.3	17.0	27.3	17.0	21.6	14.8
いやがっているのに性的な行為を強要された	3.3	20.0	10.0	20.0	30.0	16.7

資料：県民生活・男女参画課「平成27年度県民意識・実態調査」

(2) 配偶者から暴力を受けた場合の相談先

配偶者から受けた行為については、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が48.0%と最も多いことから、いまだ潜在的な被害が多いことが伺えます。また、相談先としては「家族や親戚」に相談した人が31.8%と最も多く、ついで「友人・知人」が23.2%となっています。配偶者暴力相談支援センター(女性相談所、男女共同参画推進センター)や警察等の公的機関への相談は少ない状況です。〈図9〉

【図9：配偶者からうけた行為の相談先】



資料: 県民生活・男女参画課「平成27年度県民意識・実態調査」

平成22年度と平成27年度の調査結果の比較

平成22年度と平成27年度の調査結果を比較すると、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合が低くなっており、家族や親せき、友人・知人に相談した人の割合が増えています。

単位：％

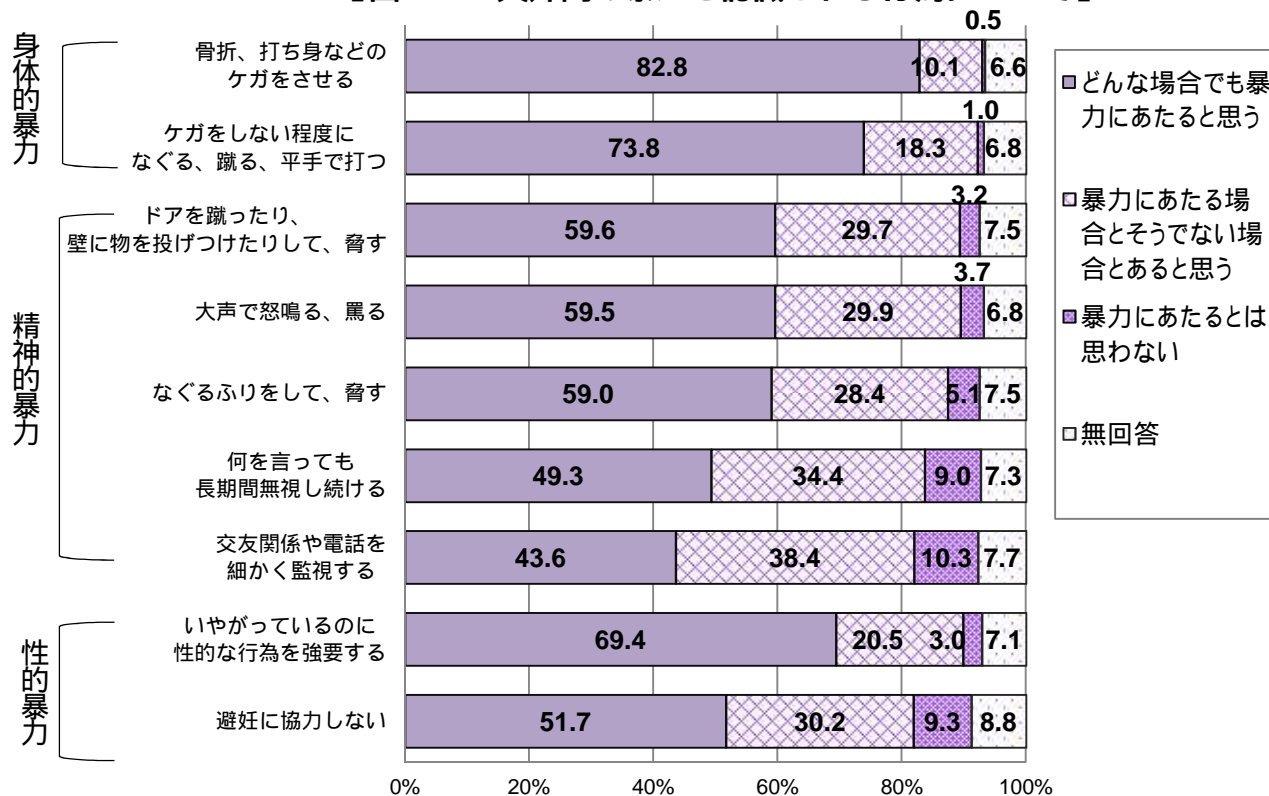
項 目	H22	H27
どこ（だれ）にも相談しなかった	55.0	48.0
家族や親せきに相談した	26.9	31.8
友人・知人に相談した	20.3	23.2
医師に相談した	2.2	3.1
裁判所に相談した	1.6	2.8
民間の機関に相談した	1.3	2.8
警察に連絡・相談した	1.3	1.8
女性相談所、県保健福祉事務所等に相談した	0.6	1.5
市町村（福祉事務所等）に相談した	0.0	0.6
男女共同参画推進センターに相談した	0.0	0.3
法務局、人権擁護委員に相談した	0.0	0.3
その他	0.9	0.9
無回答	7.8	6.1

資料：県民生活・男女参画課「平成22年度、平成27年度県民意識・実態調査」

(3) 配偶者からの暴力に関する認識

「骨折、打ち身などのケガをさせる」や「ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ」などの身体的暴力については、70%を超える人が暴力であると認識している一方で、「何を言っても長期間無視し続ける」や「交友関係や電話を細かく監視する」などについては、どんな場合でも暴力にあたると思う人が50%に達していない状況です。精神的暴力、性的暴力については身体的暴力に比べて暴力であるという認識が低いなど、暴力の種類によって暴力に対する認識に差があります。〈図10〉

【図10：夫婦間の暴力と認識される行為について】



資料：県民生活・男女参画課「平成27年度県民意識・実態調査」

平成22年度と平成27年度の調査結果の比較

平成22年度と平成27年度の調査結果を比較すると同様の傾向がうかがえますが、「F：避妊に協力しない」、「G：何を言っても長期間無視し続ける」、「H：交友関係や電話を細かく監視する」などについては、暴力にあたると思わない人が10%程度おり、少しずつその割合は減少しているものの、精神的暴力や性的暴力に関しては暴力としての認識が薄い傾向にあります。

単位：%

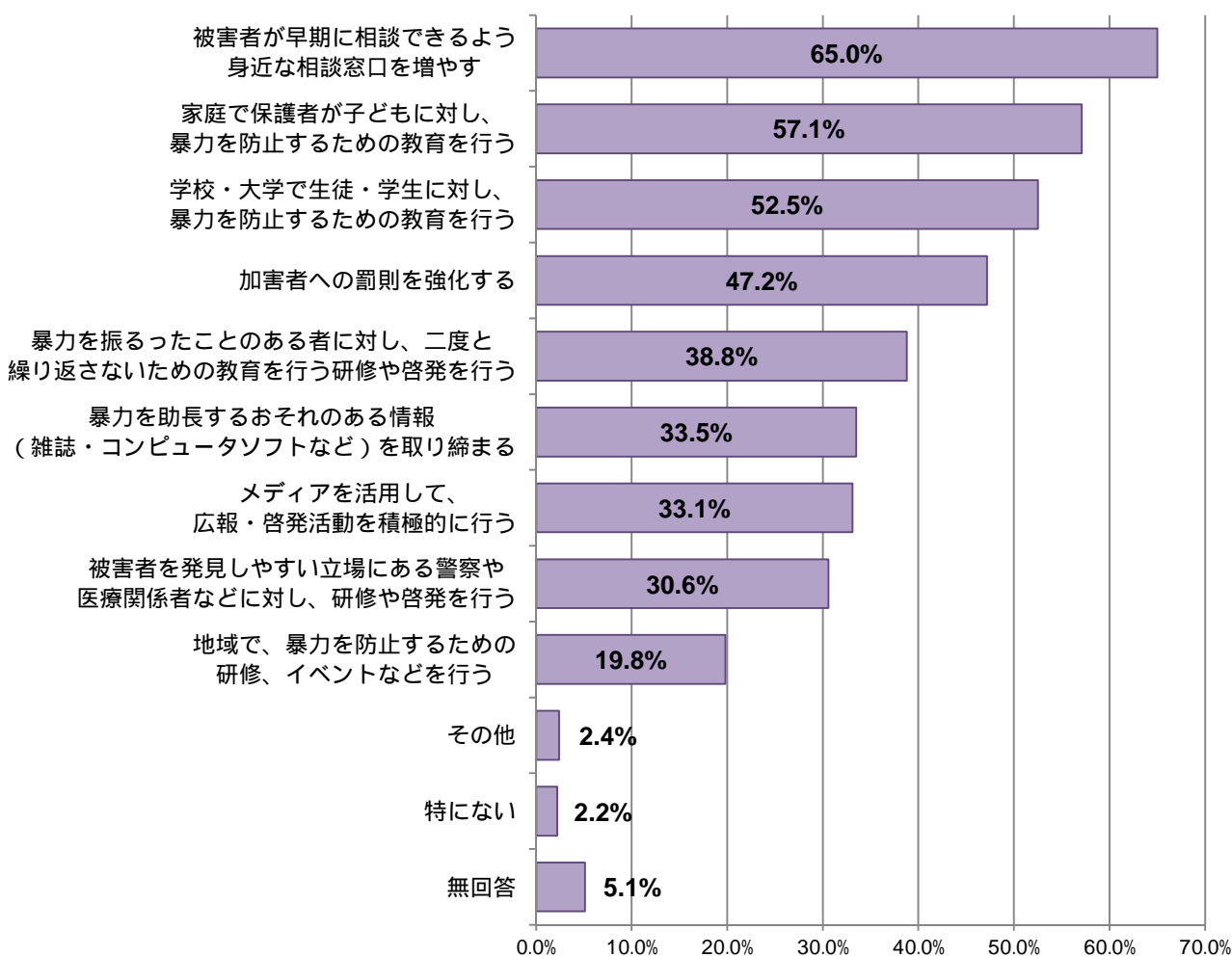
項目	どんな場合でも暴力にあたると思う		暴力にあたる場合とそうでない場合とあると思う		暴力にあたるとは思わない	
	H22	H27	H22	H27	H22	H27
A 骨折、打ち身、切り傷などのけがをさせる	84.1	82.8	12.1	10.1	0.6	0.5
B けがをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ	76.2	73.8	19.2	18.3	1.0	1.0
C なぐるふりをして、脅す	60.5	59.0	31.0	28.4	4.6	5.1
D ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして、脅す	59.4	59.6	33.0	29.7	3.5	3.2
E いやがっているのに性的な行為を強要する	69.2	69.4	24.0	20.5	2.7	3.0
F 避妊に協力しない	50.9	51.7	33.5	30.2	10.7	9.3
G 何をいっても長期間無視し続ける	48.7	49.3	37.1	34.4	9.9	9.0
H 交友関係や電話を細かく監視する	42.0	43.6	42.5	38.4	11.5	10.3
I 大声で怒鳴る、罵る	58.9	59.5	32.8	29.9	4.8	3.7

資料：県民生活・男女参画課「平成22年度、平成27年度県民意識実態調査」

(4) 暴力を防止するために必要だと思うこと

男女間における暴力を防止するために必要なこととしては、「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす」という回答が最も多く、続いて、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」、「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」という教育の必要性を指摘する回答が多くなっています。〈図11〉

【図11：男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思うか】



資料：県民生活・男女参画課「平成27年度県民意識・実態調査」

(5) 市町村におけるDV防止計画の策定状況

平成19年の法改正により、市町村においてもDV防止計画の策定が努力義務とされました。県内市町村においては、平成24年度末ではDV防止計画を策定していたのは2市町村のみであったため、第3次計画では平成30年度末の目標を9市町村としていましたが、平成29年度末現在では20市町村が策定済です。

第3章 計画の内容

1 基本的な考え方

平成25年以降、DV防止法の改正や国の基本方針の変更はないことから、第4次計画においては第3次計画を踏襲していくことを基本とします。

これまで、DV防止計画に基づきDVの防止に向けた周知・啓発や2ヶ所の配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関が連携し、相談・支援の充実等に努めてきたことにより、徐々にDVの防止に関する理解や相談機関等の周知が図られてきています。

しかし、DVを受けていながらも、どこ(だれ)にも相談していない人が半数近くいることや、精神的暴力や性的暴力もDVであるという認識が希薄である等の現状があります。

また、DVは家庭内等の身近な間柄で行われることが多いため、外部からの発見が困難で潜在化しやすい傾向があり、被害を受けたり被害を発見した場合には、確実に相談機関等へつなぐことができるよう、相談機関等について広く県民に知っていただくことが重要です。

さらに、複数の問題を抱える被害者の存在や相談内容の複雑化、外国人、障害者、高齢者等、被害者の多様化などという実態もあります。そのため、あらゆる被害者のそれぞれの状況に応じた適切な支援を行うため、相談員等の資質向上を図ることが必要です。

加えて、一時保護される被害者の半数以上が子どもを同伴していることや夫婦間の暴力の現場を目撃している子どもが3割近くいることなどから、子どもに対する学習支援や心身のケアが必要であるとともに、そのためには児童相談所や医療機関、学校など関係機関・団体と連携していくことが重要です。

そこで、本計画では4つの基本目標と18の重点目標を設定する中で、特に次の3点を強化項目として位置づけ、各施策を積極的に展開することにより、県民一人ひとりがDVの問題について関心を深め、社会全体で「DVを許さない社会の実現」を目指します。

○ 若年層への教育及び周知・啓発の推進（重点目標3）

DVを未然に防止するためには、若年の頃からDVの問題に目を向け、正しい知識を身に付けることが重要です。このため、学校・家庭・地域等において若年層への教育の充実を図るため、教職員だけでなく人権やデートDV防止に関する教育等を通じて、学生や生徒等の若年層に対する教育や周知・啓発を強化します。

○ 相談員等¹の資質向上（重点目標9）

DVに関する相談については、多くの問題が重なった複雑な事案やあらゆる被害者（外国人、障害者、高齢者、性的少数者等）へ、それぞれの事情にあった適切な対応をすることが必要です。

このため、相談員等が専門研修等へ積極的に参加すること等により資質向上を図るとともに、実務担当者研修会等を通じて関係機関と連携した、更なる相談・保護体制の充実を図る必要があります。

また、市町村窓口で受け付けた相談についても、被害者が必要な支援を適切に受けられるように、市町村における相談窓口体制の充実が図られるよう支援を行います。

○ 関係機関のネットワークの充実（重点目標14）

DVの被害者（同伴の子どもを含む）は、性暴力や児童虐待、経済的な問題など様々な問題を抱えていることが多く、それぞれの事案に応じた専門的な機関と連携して支援していくことが必要です。

被害者に寄り添った適切な支援を行うため、配偶者暴力相談支援センターや警察、児童相談所、福祉事務所、やまなし性暴力被害者サポートセンター等の関係機関や民間団体等が相互に連携・協力するネットワークの充実を図ります。

また、被害者の支援に必要な情報を共有し、支援を円滑に行うことができるよう関係機関連絡協議会や実務者会議等の内容の充実に努めます。

1 相談員等とは・・・

配偶者暴力相談支援センターにおける相談員、市町村の婦人相談員・窓口担当者、警察、学校における担当職員も含まれます。本計画においては、以下「相談員等」と言います。

2 施策の体系

赤色の囲いは強化項目です。

基本目標	重点目標	施策の方向
配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進	1 配偶者等からの暴力を許さない社会の実現に向けた周知・啓発の推進	配偶者等からの暴力の防止に向けた周知・啓発の実施
	2 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実	早期発見に向けた体制づくり 通報への適切な対応
	3 若年層への教育及び周知・啓発の推進	配偶者等からの暴力の未然防止に向けた理解の促進 学校における教育等の実施
被害者に配慮した相談・保護体制の充実	4 安心して相談できる環境の整備	相談につなげる体制整備
		配偶者暴力相談支援センターの機能強化
		婦人相談員等による適切な支援
		警察における支援
	5 外国人、障害者、高齢者等への配慮	外国人、障害者、高齢者等への対応の充実
	6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	緊急時における安全の確保 一時保護体制の充実
	7 保護命令に対する適切な支援と対応	保護命令制度への対応
8 被害者への配慮	被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底	
9 相談員等の資質向上	相談員等の資質向上のための取組実施	
自立に向けた環境整備の促進	10 被害者への総合的な支援	福祉制度を活用した支援の実施
		その他被害者への適切な情報提供・支援
	11 就業支援の充実	就業に向けた情報提供・助言 就業支援機関の活用
	12 住宅確保に係る支援の充実	住宅への入居支援
13 子どもに対する適切な支援	個々の子どもに寄り添った支援	
	子どもが安心して生活できる環境整備	
関係機関の支援ネットワークの充実	14 関係機関のネットワークの充実	関係機関連絡協議会等の充実 被害者支援のためのネットワークの強化
	15 市町村における支援体制の強化	市町村への支援の推進
	16 民間団体等との連携と協働	民間団体等との連携の促進
		民間団体等と連携した人材の育成
	17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	苦情の適切かつ迅速な処理
18 調査研究の推進	被害者保護に関する調査	
	加害者更正に向けた調査研究	

3 具体的な施策

基本目標 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進

【重点目標1】配偶者等からの暴力を許さない社会の実現に向けた周知・啓発の推進

現状と課題

DVを許さない社会を実現するためには、県民一人ひとりがDVは重大な人権侵害であることを理解し、いかなる暴力も絶対に許さない、見過ごさないという意識を共有することが大切です。

DV防止に関しては、これまで講演会や研修会等の開催、啓発パンフレット等の配布、企画展示、出前講座の実施など、広く県民に周知啓発を行っているところです。

しかしながら、いまだ身体的暴力に比べ、精神的暴力及び性的暴力については暴力であるという認識が低いことなど、DVに関する正しい認識が、県民に十分に浸透しているとは言えません。

県民一人ひとりのDV防止に対する理解を深め、DVを許さない社会を実現していくためには、今後もあらゆる機会を活用し、関係機関と連携して広く周知啓発を行う必要があります。

配偶者等からの暴力の防止に向けた周知・啓発の実施

多様な広報媒体を活用した周知・啓発

- ・ テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌などの多様な広報媒体を活用し、DV防止に向けた周知や啓発を行い、DVを許さないという県民意識の醸成を図ります。

啓発パンフレット等の作成及び配布

- ・ パンフレットや相談機関等を掲載したカードを作成し、学校や病院、講演会等あらゆる機会を捉えて配布し、周知を図ります。

「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報啓発

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（毎年11月12日から11月25日）に、企画展示やライトアップ等、各種広報啓発を集中的に実施します。

学習機会等の提供

- ・DV防止に関する県民向け啓発講演会や講座等を開催し、DV防止に関する理解促進を図ります。講演会や講座の開催にあたっては、市町村や関係機関等と連携し、県民に広く情報提供を行います。

地域等における周知・啓発の促進

- ・市町村に対して、DV防止に向けた情報提供を行い、地域住民への普及啓発を積極的に行うよう働きかけるとともに、地域における組織や団体等の活動等においてはパンフレット等を活用し、周知・啓発を行います。
- ・男女共同参画推進センターは、地域におけるDV防止に向けた理解の促進を図るため、DVやデートDVの防止にスポットをあてた出前講座を実施する等の周知啓発を行います。
- ・関係機関等と連携して、外国人、障害者、高齢者等の多様な被害者に向けた効果的な情報提供に努めます。

ひろげる・つなげる・むすびあう

やまなしパープルリボンプロジェクト



「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心として関係機関や民間機関(団体)等と連携し、県民への企画展をはじめとする周知・啓発や県民向け講演会、教職員向け研修会の開催など、様々な取り組みをしています。



DV防止啓発の一環として、パープルリボンに合わせて紫色にライトアップした県庁舎



パープルリボンを使ったツリーやパネルを展示した企画展
(男女共同参画推進センターぴゅあ総合)

女性に対する暴力をなくす運動期間(毎年11月12日～11月25日)中の取組一例



<県民を対象にしたDV防止の講演会>



まずはお電話を。あなたのお話をお聞かせください。

相談機関名	電話番号	相談時間等
配合会暴力相談支援センター(女性相談所)	055-254-6135	9:00～18:00 月～金
島田県議会暴力相談支援センター(地域市民総合相談センターひらね館内)	055-237-7830	9:00～17:30 週上・週中・週休日を問わず毎日
山形県警察総合相談室(世帯回線専用の匿名番号)	01110 0110番に 110番通報	24時間受付 24時間受付・即日対応は、県内全域に あり(県内全域にあり)
女性の権利ホットライン(山形地方検察庁検閲課)	0270-070840	9:30～17:15 月～金

相談無料・秘密は厳守します。



<DV防止啓発パンフレットと相談機関を掲載したカード>

【重点目標2】 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実

現状と課題

- DVは家庭内などで行われることが多く、外部からの発見・介入が困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から、支援を求めることをためらう事例もあります。
- 被害を深刻化させないためには、被害を発見しやすい立場にある医療関係者や教育機関、市町村、保健所、地域の民生委員・児童委員などによる早期発見に向けた体制づくりとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察において通報を受けてからの対応が重要となります。

このため、啓発資料を作成し関係機関等へ配布するとともに研修等において、被害の早期発見と適切な対応が図られるよう周知を図っていますが、今後も引き続き、関係機関等に対し理解と協力を求めていく必要があります。
- 通報を受けた配偶者暴力相談支援センターや警察においても、被害者の状況等を踏まえ、関係機関等の間で相互に連携を図っていく必要があります。

早期発見に向けた体制づくり

県民への周知等

- ・ 被害者を発見した場合には、その旨を配偶者暴力相談支援センターや警察に通報することができるよう、パンフレットや相談機関を掲載したカードを作成して関係機関等に配布するとともに、講演会や行事等において通報の必要性や方法等について、広く県民へ周知します。
- ・ 潜在的な被害者の早期発見や被害の未然防止を図るため、母子保健地域組織である愛育会活動において、DVに関する知識と被害の早期発見、通報等への協力について周知や情報提供を行います。

医療機関等への周知等

- ・ 被害者を発見したときの通報先や相談機関等について医療関係者等へ啓発資料を配布するとともに、県医師会、県歯科医師会等を通じてDV防止啓発講演会への参加等についても情報提供を行います。
- ・ 医療機関（病院、診療所、助産所等）に対して、各種研修会等の機会を通じて啓発パンフレット等を配布し、DVに関する知識と被害の早期発見、通報等への協力について周知や情報提供を行います。

教育機関の連携・対応

- ・ 児童生徒の虐待発見からDV被害の発見・通報へつなげるため、校内における報告、連絡、相談体制を確立し、情報の共有を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。
- ・ 学校の教職員に、児童生徒の虐待に関する留意事項やDVの特性、子どもや被害者に対して配慮すべき事項等について周知徹底を図ります。

市町村・保健所・民生委員等の地域における見守り

- ・ 市町村、保健所、教育機関、民生委員・児童委員等に対し、パンフレットや相談機関を掲載したカード等を配付するとともに、研修会や講演会等を通じてDV被害の早期発見や通報について協力を働きかけます。
- ・ DVの被害は養育環境等において乳幼児に与える影響が大きいことから、市町村や保健所における公衆衛生担当者等を対象とした研修会等で情報提供を行い、DV被害の早期発見、相談体制等の支援ができるように周知します。

見守り体制づくりに向けた連携

- ・ DVを未然に防止し、被害の早期発見から通報、相談、支援につなげていくため、関係機関連絡協議会や研修会等において市町村、保健所、教育機関、民生委員、児童委員等との連携強化に努めます。

通報への適切な対応

配偶者暴力相談支援センターにおける対応

- ・ 通報があった場合には、通報者から被害者に配偶者暴力相談支援センターへの相談を促すよう協力を求めるとともに、配偶者暴力相談支援センターでは、被害者に対する危険が急迫している場合には、警察と連携して被害者の安全確保を図ります。
- ・ 児童虐待に当たると思われる場合には児童相談所等と連携し、高齢者虐待や障害者虐待に当たると思われる場合には市町村と連携して支援を行います。
- ・ 医療関係者からの通報に対しては、医療関係者と連携して被害者の相談に応じます。

警察における対応

- ・ 県・市町村関係部署や弁護士会、医師会、民間団体等のあらゆる関係機関と連携し、被害者の発見活動を推進します。
- ・ 通報やパトロール等によりDVを認知した場合には、DV防止法をはじめとした各関係法令に基づき、「暴力の制止」、「被害者の保護」、「被害発生防止」、「事件化」のために必要な措置を講じます。
- ・ 被害相談を受けた際には、危険性・切迫性の判断の参考に資するため「危険性判断チェック票」を活用した対応を行います。

【重点目標3】 若年層への教育及び周知・啓発の推進

現状と課題

- DVを未然に防ぐためには、学校・家庭・地域等において、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育等を進めることが必要です。
- 内閣府が平成30年3月に公表した「男女間における暴力に関する調査」では、10代から20代に交際相手から暴力被害（いわゆるデートDV）を受けた人の割合は、身体的暴力だけでも女性が10.4%、男性が5.5%となっています。若年層における交際相手からの暴力は、身体や精神に深刻な影響を与えることが多く、将来にわたる暴力へとつながる可能性もあるため、予防に向けた若年層への教育や啓発等が重要です。
- これまで、デートDV防止のための啓発パンフレットの作成や講座の開催、児童生徒・教職員に対する教育等を実施してきましたが、今後も暴力の深刻化を防ぎ、将来にわたる暴力を未然に防止するため、若年層への教育・啓発についてより一層の充実と教職員等関係者の理解の促進を図る必要があります。

配偶者等からの暴力の未然防止に向けた理解の促進

若年層に対する啓発の推進

- ・ 高校生や大学生等の若年層を対象とした「デートDV防止パンフレット」を作成・配布するとともに、関係機関や民間団体等と協力して、若年層を対象とした講座の実施や周知・啓発を図ります。
- ・ 男女共同参画推進センターは、関係機関や民間団体と連携・協力して、デートDV防止のための出前講座を行うなど、DV防止に向け、正しい理解の促進を図ります。
- ・ 女性相談所は、関係機関からの要請に応じ講師派遣を行い、若年層への教育や啓発の必要性について周知を行います。
- ・ 看護師等養成所等にパンフレットを配布し、教員の協力を得て多くの学生に周知啓発を行い、DV被害の未然防止に関する理解促進に努めます。

保護者への理解の促進

- ・ 学校（学級）通信や広報を通じて、保護者に交際相手からの暴力（デートDV）防止を中心とした情報提供を行い、理解の促進を図ります。

教職員を対象とした研修会の開催

- ・ 高校においては、教職員を対象とした「いじめ、暴力、デートDV等」に関する研修会の開催や学校訪問を通じて、生徒の道德意識を高める教育を実施します。
- ・ 教職員向けの研修会を開催し、学生の「交際相手からの暴力（デートDV）」被害の未然防止を図るとともに、各学校での学生向けの講座の開催について働きかけを行います。

学校における教育等の実施

人権教育等の実施

- ・ DVの防止に資するよう、学校教育において児童生徒の発達段階に応じ人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく一人一人を大切にされた教育を実施します。
- ・ 学校における、いじめ等の人権侵害問題が将来のDVにつながらないように、児童生徒を対象とした「いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等」を取り上げた講習会や研修会を実施します。
- ・ 相手を思いやる気持ちを育てるため、道德教材を活用した授業や講演会等を実施します。

情報モラル教育の推進

- ・ 情報化社会において、児童生徒が携帯電話（スマートフォン）やインターネットについて正しい知識を持ち、適切な使用ができるよう各学校において携帯電話（スマートフォン）やインターネットに関わる情報モラル教育を実施するよう教員研修会等を通じて働きかけます。

人権侵害の早期発見に向けた取組

- ・ 各学校において、いじめ実態調査等を実施し、デートDVと疑われる事案の把握と被害の早期発見・早期対応に努めます。

デートDVに関する教育・啓発等の一例

デートDV防止啓発パンフレット



デートDV防止啓発パンフレットを作成し、学校現場等の協力を得て、県内の高等学校の全新生等に配付するほか、関係機関へ配布しています。

教職員向け研修会



教職員を対象として研修会を開催し、デートDVをはじめとするDVに関する問題について理解を深め、学校における教育の充実を図っています。

基本目標 被害者に配慮した相談・保護体制の充実

【重点目標4】 安心して相談できる環境の整備

現状と課題

本県では、平成14年度から女性相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけるほか、平成18年度からは相談体制の充実を図るため、男女共同参画推進センターぴゅあ総合を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、DVに関する相談に対応しています。

しかし、DVの被害を受けていながら「どこ(だれ)にも相談しなかった」という人が、被害者の半数近くいます。

このため、引き続き相談窓口に関する情報を広く周知するとともに、市町村、保健所等地域の身近な窓口の充実に向けた取組等を支援していくことが必要です。

本県の配偶者暴力相談支援センターのDVに関する相談件数は、年間1,023件(H29年度)、警察における相談対応件数は340件(H29)という状況にあり、相談内容も複雑・多様化しているため、配偶者暴力相談支援センター、警察、関係機関が連携して被害者の相談等に対応しています。女性相談所では被害者に対する医学的または心理学的な支援等も行っています。

今後も、相談件数の増加及び相談内容の多様化、複雑化に対応していくため、相談員等の資質向上を図るとともに、関係機関の連携を強化し、相談・保護体制をより一層充実させていく必要があります。

相談につなげる体制整備

相談窓口の周知・広報

- ・ 被害者やその関係者が、被害後、早期に相談ができるよう、配偶者暴力相談支援センターの窓口等についてパンフレットや相談機関を掲載したカードの設置を進めるなど、ホームページ等で広く情報提供を行うほか、市町村等と連携して相談窓口について広く周知し、早期相談を呼びかけます。
- ・ 被害者が手に取りやすい場所へDVの相談機関を掲載したカードの設置を進めるなど、相談窓口に関する情報提供を行うとともに、外国人や障害者、高齢者、性的少数者等に対しても、適切な情報提供ができるよう努めます。

配偶者暴力相談支援センターの機能強化

相談体制の整備

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、性別を問わず被害者に関する相談に応じるとともに、市町村等からの相談への対応など広域的・専門的な支援を行い、中心的な役割を果たす施設として、被害者の安全確保のための対策を講じます。
- ・ 女性相談所は、中核的な配偶者暴力相談支援センターとして、男女共同参画推進センターぴゅあ総合や市町村窓口等と連携し、被害者支援、処遇困難事例への対応、関係機関との連携など、総合調整機能の充実を図ります。

男性も相談しやすい環境整備

- ・ 男女共同参画に関する男性専用の総合相談窓口を男女共同参画推進センターぴゅあ富士に開設し、DVに関する事案についても電話による相談対応を行います。
- ・ 女性相談所は、男性被害者の相談には「地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル（内閣府男女共同参画局）」を活用し対応するとともに、研修会への参加機会を設けるなど相談員等の対応力向上に努めます。また、県のホームページ等で男性被害者の相談にも対応していることを周知します。

災害時における体制整備

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、災害時において適切な対応ができるよう、マニュアル等を作成し相談体制を整備します。
- ・ 災害時において、各避難所等において相談窓口が確保され、その周知がされるよう、市町村に働きかけます。

県及び関係機関との連携強化

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に適切な対応ができるよう児童相談所、保健所、精神保健福祉センター、市町村等の関係機関で必要な情報を共有し連携を図ります。
- ・ 男女共同参画推進センターぴゅあ総合では、心身のケアや一時保護が必要な相談者については、十分な配慮のもと、女性相談所につながります。

婦人相談員等による適切な支援

婦人相談員等¹による支援

- ・ 婦人相談員等は、「配偶者からの暴力 相談の手引(内閣府)」や「婦人相談員 相談・支援指針(厚生労働省)」等の活用や事例検討等を行い、被害者の問題を解決し、より良い生活を送るために必要な情報提供や適切な助言を行います。
- ・ 婦人相談員等は、専門研修会等に積極的に参加することにより、国の施策、関連する法律、制度等について十分な知識の習得に努め、相談等の対応や支援に活かします。
- ・ 婦人相談員等は、市町村など他の相談機関に相談した被害者への支援のため、当該機関と連携を図るよう努めます。

<各配偶者暴力相談支援センターの役割>

	女性相談所		男女共同参画推進センター ぴゅあ総合	
	実施の有無	対応内容	実施の有無	対応内容
相談(電話)		月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く) 9時～20時		第2・第4月曜日を除く毎日(年末年始・祝日を除く) 9時～17時
相談(面接)		9時～17時		9時～16時
一時保護		・面接相談からの一時保護 ・休日・夜間における緊急の一時保護	-	・被害者の安全確保について緊急性を認めた場合には、女性相談所と連携
医学的・心理学的ケア			-	
保護命令制度を利用するための支援		申立書作成支援		申立書作成支援
自立支援				
婦人保護施設・母子生活支援施設等利用のための援助				
センターから社会への情報発信				

1 婦人相談員等とは・・・
配偶者暴力相談支援センター等において、DVに関する相談や援助を行う相談員を指します。

警察における支援

被害者が相談しやすい環境の整備

- 被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害を与えないよう、女性警察職員による相談対応や加害者と遭遇しないような相談の実施等により、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。

関係機関との連携

- DVが行われていると認めた場合は、配偶者暴力相談支援センターや民間団体等の関係機関と連携を強化し、「被害者の保護」、「被害発生防止」を目的とした支援を迅速かつ的確に行います。
- 被害者に子どもがいるときには、児童相談所等の関係機関と連携し保護措置等を行います。

各種措置の検討・実施

- DVが行われていると認めた場合は、被害者の状況に応じて必要な自衛措置や関係機関等の紹介、加害者に対する検挙・指導警告等警察が取り得る各種措置について被害者に説明します。
- 相談に係る事案が刑罰法令等に抵触すると認められる場合は、被害者の意思を踏まえて検挙に向けた迅速な捜査を実施するほか、被害者及びその関係者に危害の及ぶおそれがある事案については、被害者に被害届の提出の意思がない場合でも、捜査手段を講じなければ更なる事案が起きるかもしれない危険性について説明し、被害届の提出の働きかけを行うなど、被害の再発を防止するための措置を講じます。
また、刑事事件として立件が困難と認められる場合でも、被害者の意思を踏まえ、加害者に指導警告等を実施します。
- 加害者からのつきまとい行為等がある場合は、ストーカー規制法に基づく措置を適正に講じます。

援助の申し出への対応

- 被害者から、援助を受けたい旨の申し出があり、申し出が相当と認められる場合は、次のうち必要な援助を行います。
 - 被害を自ら防止するため、状況に応じた避難その他措置の説明
 - 加害者に住所又は居所を知られないようにするための措置
 - 被害防止に向けた交渉を円滑に行うための措置
 - その他適当と認める援助
- 生命等に対する脅迫を受けた被害者については、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じた必要な援助を行います。

地域における相談体制の充実

市町村等相談窓口の充実

- 市町村に対し、市町村相談窓口における役割の重要性について周知し、相談窓口設置についてあらゆる機会を通じて働きかけるとともに、被害者への相談・支援等のために必要な情報提供等を行うなど、窓口充実のための支援を行います。
- 市町村や保健所等、地域の保健業務を所管する部署が相談を受けた場合に、その担当者が被害者の実情に即した適切な助言と対応ができるよう、母子保健従事者研修会や保健所母子保健担当者会議等の機会を通じて、パンフレット等の配付により情報提供を行います。
- 女性相談所は、「配偶者からの暴力 相談の手引き（内閣府）」や「婦人相談員 相談・支援指針（厚生労働省）」を市町村等において相談に携わる関係者と共有し、相談支援に活用します。

【重点目標5】 外国人・障害者・高齢者等への配慮

現状と課題

被害者からの相談にあたっては、被害者の年齢、性別、国籍、障害の有無等を問わず、プライバシーの保護、安全・安心の確保等、被害者の人権に配慮した対応を行う必要があります。

外国人、障害者、高齢者等は、相談機関等、必要な支援の情報が届きにくいことがあり、被害の潜在化が危惧されます。

外国人向けには、外国語で記載されたパンフレットを活用し相談機関等の情報提供を行い、外国人から相談があった場合には、通訳を確保し相談対応をしています。

障害者や高齢者については、市町村障害者虐待防止センターや高齢者を支援するための市町村地域包括支援センター等の専門の相談窓口と連携して支援を行う必要があります。

今後も引き続き、あらゆる被害者の立場に立った支援を行うことができるよう、関係機関と連携して情報提供や適切な相談・支援に努める必要があります。

外国人・障害者・高齢者等への対応の充実

相談につなげる体制整備

- 外国人への周知を図るため、ホームページに英語、中国語、韓国語、ポルトガル語等、外国語で記載されたパンフレットを掲載し、DVの被害等に関する理解の促進を図ります。
- 障害者の虐待相談などを行う市町村・市町村障害者虐待防止センターについて、啓発リーフレットを作成して広く周知し、早期相談を呼びかけます。
- 高齢者等を支援するため市町村が設置している地域包括支援センターについて、県ホームページ等で広く周知し、早期相談を呼びかけます。

相談体制の充実

- 女性相談所は、外国人からの相談に対応するため通訳の確保を行うほか、必要に応じて入国管理局や外国人支援団体と連携を図る等、適切な対応を行います。
- 被害者の心身の状況やニーズに応じ、支援のための情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。
- 障害者や高齢者等への支援を行っている機関に対して、さまざまな情報提供や研修会への参加を呼びかける等して、支援者にDVの被害に関する正しい知識について理解の促進を図ります。

市町村と連携した支援等

- 配偶者暴力相談支援センターは、それぞれの被害者のニーズに応じて、市町村と連携を図り適切な支援を行います。
- 高齢者への虐待防止を図るため、市町村・地域包括支援センター職員に対して、専門職による派遣相談や事例検討会の開催を行います。
- 市町村、市町村障害者虐待防止センターの職員を対象とした研修会を実施し、関係機関の連携による障害者虐待防止への適切な対応を図ります。

【重点目標6】 緊急時の安全確保及び一時保護の充実

現状と課題

DVは、身体や生命に危険が及ぶ可能性がある行為であり、被害者の保護にあたっては、被害者の安全を第一に考え迅速に対応することが重要です。

このため、被害者の状況から加害者に危害を加えられるおそれが高い場合には、警察と連携して被害者の保護を行うことが必要です。

被害者の一時保護については、配偶者暴力相談支援センターである女性相談所が実施しています。DVによる一時保護では、半数程度の被害者が子どもを同伴しており、同伴児童に対しては、児童相談所と連携を図り、児童の心理的ケアや学習プログラムへの参加等による支援を行っていますが、今後更なる支援の充実が必要です。

また、被害者の安全を確保しながら自立に向けた援助を行うため、安心して過ごせる一時保護の体制を整えるとともに、加害者の追求等から被害者の安全が確保できる施設の整備を行う必要があります。

緊急時における安全の確保

連絡体制の整備

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者からの対応について、一時保護所、警察等とあらかじめ協議し相互の連絡体制を明確化します。

被害者及び同伴者の安全確保

- ・ 女性相談所は、市町村に対して、被害者及びその同伴する家族に対する緊急時の安全確保のため、警察との連携の必要性について確認を行います。
- ・ 女性相談所は、被害者の一時保護が行われるまでの間、加害者から危害を加えられるおそれが高い場合には、警察による援助を依頼し被害者の安全確保を図ります。

一時保護体制の充実

一時保護機能の充実

- ・ 一時保護については、夜間・休日を問わず速やかに被害者保護の体制を整えるとともに、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど緊密な連携を図ります。
また、必要に応じて民間シェルターなどへの一時保護委託を円滑に実施します。
- ・ 入所者が安心して生活できる環境を整えるとともに、被害者のニーズに応じた支援計画を作成し市町村等と連携して自立に向けた支援を行います。

被害者への医学的・心理的な支援

- ・ 被害者や同伴する家族の疾病や心身の健康状態に応じて、精神科医による医療相談や臨床心理士等による心理相談を行います。また、医療機関受診の際には同行支援を行います。
- ・ 女性相談所は、必要に応じて、こころの発達総合支援センター及び精神保健福祉センターと連携を図り、被害者の心身の状況に応じて安定に向けた支援が受けられるようにします。

同伴する子どもへの支援の充実

- ・ 児童相談所と緊密に連携を取り、被害者が同伴する子どもについて、必要な支援が受けられるよう適切に対応します。
- ・ 学習支援員を配置するなど、関係機関相互に連携を図り、同伴する子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整えます。

広域的連携の実施

- ・ 被害者の安全確保を図るため、他都道府県への一時保護を行う必要がある場合は、広域的な連携を図ります。

【重点目標7】 保護命令に対する適切な支援と対応

現状と課題

保護命令とは、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより裁判所が加害者に対し被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令です。

- 保護命令には、申立人への接近禁止命令、申立人への電話等禁止命令、申立人の子への接近禁止命令、申立人の親族等への接近禁止命令、退去命令の5つの種類があります。

しかしながら、被害者は身近な者が加害者であるなどの理由から、被害届の提出や保護命令の申立て等をためらうことも見受けられます。

配偶者暴力相談支援センターにおいては、保護命令に関する制度の周知、申立てへの支援のほか、警察と連携した安全確保等を行っています。

また、警察においても関係機関と連携した速やかな対応及び被害者の意思を踏まえたうえで各法令を適用した措置等を講じていますが、今後も事案に応じて制度の活用に向けた支援を行っていくことが必要です。

保護命令制度への対応

配偶者暴力相談支援センターにおける対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令制度に関する説明、申立手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供を速やかに行うなどして、保護命令制度を円滑に活用できるよう被害者を支援します。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、保護命令後の被害者の安全確保を速やかに行うため、警察と情報を共有するなど連携を図ります。

警察における対応

- 裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けた場合には、速やかに被害者と連絡を取り、住居、勤務先、通常所在する場所等について確認するなど、被害者の保護を徹底します。また、危害を防止するための留意事項及び緊急時の通報等について教示するとともに、配偶者暴力相談支援センターと連携のうえ、被害者の安全確保を図ります。
- 保護命令に係る情報を迅速に確認できる体制を整備するとともに、関係する警察職員にも情報を周知し、事案に応じて必要な措置を講じます。
- DVの事案は、身近な者が行為者であるなどの理由から、被害届の提出や保護命令の申立てなどをためらうことも見受けられます。このため、事案の特徴、警察として取り得る措置、被害者自身の選択・決断・協力の必要性等を分かりやすく説明した上で、被害者の意思決定を支援します。

【重点目標8】 被害者への配慮

現状と課題

DVの防止及び被害者の保護に携わる関係者は、DV被害の特性や被害者の心身の状況・環境等を十分理解した上で、被害者への対応を行う必要があります。

相談員等による不適切な言動・対応によって、被害者に二次的被害を発生させることがないよう十分に配慮するとともに、加害者や第三者に避難先を突き止められ危害を加えられることなどがないよう、被害者の情報保護には十分な配慮が必要です。

DVの被害に対する理解を深め、被害者への適切な支援を行うことができるよう相談員等を対象とした研修の実施及び情報提供等を行っていますが、今後もより一層の被害者の立場に立った対応を行っていく必要があります。

被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底

相談員等の適切な対応

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、更なる被害（二次的被害）が生じないように手引等を活用し、被害者の人権に配慮するなど、被害者の立場に立った対応に努めます。

個人情報保護の徹底の周知

- ・ 被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考え、加害者の元から避難している被害者や同伴者及びその支援者に関する情報を適切に管理し、情報の保護に十分配慮するよう、関係機関に周知します。
- ・ 市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、情報の漏洩が生命に危険を及ぼすこともあるため、被害者の情報保護及びその管理等が徹底されるよう連絡協議会や研修会等の機会を通じて周知を図ります。

【重点目標9】 相談員等の資質向上

現状と課題

DVの被害者は、性暴力や児童虐待、障害、経済的な問題などの複数の事情を抱えている事例もあります。

- このため、相談員等は関係法令・制度等に対する幅広い知識や被害者の心身の状況に配慮した対応方法等を習得することが重要です。

これまでも、配偶者暴力相談支援センターや市町村、警察、民間団体等を対象とした研修会や講演会、事例検討会の実施や相談員等の専門研修受講等により、相談員等の資質の向上を図っていますが、今後もより一層の相談体制の充実を図るための取組が必要です。

相談員等の資質向上のための取組実施

相談員等の育成

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関及び市町村の相談担当職員等を対象に被害者の人権やDVの特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために、時期や方法を工夫して実務者会議等の研修を実施し、相談員等の資質向上を図ります。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、相談員等への研修の実施や専門研修の受講により専門性を高めるとともに、問題解決にあたり的確に対応できるよう、事例検討等を通じてスーパーバイザーの助言指導を受けスキルアップに努めます。また、相談員等の心身の健康が損なわれることのないよう相談員等への受傷対策にも努めます。
- ・ 警察は、DVの特性等に関する理解を深め、適切な対応を行うため、職員に対する研修の実施及び人材の育成等を行います。

組織的対応の推進

- ・ 配偶者暴力相談支援センターでは、研修会や会議等において情報の共有化、具体的な対応の方向性の検討等を行うことで、関係機関における相談員等の資質向上や心理的な負担軽減などに組織的に取り組みます。

【重点目標 10】 被害者への総合的な支援

現状と課題

被害者は度重なる暴力により、加害者と離れた後も心理的なダメージが大きく、心身に大きな影響が及んでいることも少なくありません。

このため、生活再建のために必要な支援として、各種福祉制度の活用や生活全般にわたる様々な支援等に関する情報提供を行っています。

被害者が自立して生活するために必要な制度や公的サービスについて、被害者に関する個人情報管理に細心の注意を払い、被害者の状況や意思を十分に確認した上で、関係機関が連携して支援をしていくことが重要です。

特に市町村は、住民に最も身近な行政主体として継続的な支援を行うため、窓口の明確化及び市町村内の関係窓口間の連携等により、被害者の自立を支援する体制を整えることが求められます。

今後も、被害者が地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、関係機関が一層の連携を図り支援体制を充実することが必要です。

福祉制度を活用した支援の実施

各種福祉制度の活用

- ・ 保健福祉事務所に相談があった場合は、被害者の安全確保に留意しながら、母子生活支援施設への入所、生活保護の適切な適用を行い被害者の自立を支援します。
- ・ 母子・父子自立支援員は、就業や生活の相談に応じ、母子家庭等自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する情報提供及び支援を行います。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関と連携し被害者の状況に応じ活用できる福祉制度についての情報提供を行います。

その他被害者への適切な情報提供・支援

生活全般にわたる情報提供・支援

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を市町村や関係機関との連絡調整を図りながら適切に行います。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、法律相談に関する情報、福祉サービス、外国人の支援制度等、必要な情報提供を行います。

婦人保護施設¹の活用

- ・ 婦人保護施設においては、入所者が健全な環境のもとで自立した生活を行うための支援を行います。

地域における継続的な支援

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者が地域で安定した生活を送るため、市町村、民間団体、関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介や一時保護等退所後の継続した支援につなげます。

1 婦人保護施設とは・・・

売春防止法第36条により都道府県や社会福祉法人などが設置しています。平成13年4月に制定されたDV防止法により、婦人保護施設がDVの被害者の保護を行うことができることが明確化されました。一時保護所に入所後、長期の支援が必要と認められる者については、本人の要望により婦人保護施設において、自立の支援を行っています。

【重点目標 11】 就業支援の充実

現状と課題

被害者の自立を支援するうえでは、被害者の経済的基盤を確保することが重要です。

これまでも、公共職業安定所、職業訓練施設等の関係機関と連携して、就業に向けた情報提供、助言等を行うなど、被害者それぞれの状況に応じた支援を行っています。

今後も関係機関が連携して、被害者に対する就業支援の情報提供や各種制度の活用について働きかけを行うなど、より一層の支援の充実を図ることが必要です。

就業に向けた情報提供・助言

就業に向けた情報提供・助言

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、公共職業安定所、職業訓練施設等と連携して被害者に対して、就業に向けた情報提供、助言を行います。

就業支援機関の活用

就業相談などの制度の活用

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センター¹における就業相談など就業に関する制度の活用を促します。

雇用関連サービスの提供

- ・ 「やまなし・しごと・プラザ」及び「やまなし・しごと・プラザ サテライト」²において、被害者に対して就労相談や職業紹介などの雇用関連サービスをワンストップで提供するほか、「やまなし就職応援ナビ」³による就職情報の提供などにより、就労支援を行います。

また、「やまなし・しごと・プラザ」及び「やまなし・しごと・プラザ サテライト」では、必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。

職業訓練施策による支援

- ・ DVによる被害者を含めた母子家庭の母等の自立を図るため、職業訓練の実施について多様な広報媒体を活用して周知を行うとともに、配偶者暴力相談支援センター等を通じて被害者に情報提供を行います。

また、受講者のニーズに沿った職業訓練や就業相談等のほか、希望者には託児サービスを行うなど就業に向けた支援を行います。

1 母子家庭等就業・自立支援センターとは・・・

母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を行う施設です。山梨県内では甲府市の山梨県母子父子福祉センター内にあります。

2 やまなし・しごと・プラザ及びやまなし・しごと・プラザ サテライトとは・・・

キャリアカウンセリングや生活・就労相談、ハローワークの求人検索や職業紹介など若者から中高年齢者まで、幅広い年齢層の就職を支援しています。やまなし・しごと・プラザは、甲府市のJA会館内に、やまなし・しごと・プラザ サテライトは、富士吉田市の富士山駅ビル「Q - S T A」3階にあります。

3 やまなし就職応援ナビとは・・・

県内企業が参加する合同就職説明会や就職セミナーなど就職に役立つ情報を提供しています。

【重点目標 12】 住宅確保に係る支援の充実

現状と課題

被害者が新たな場所で生活を始めるためには、住宅の確保が必要です。しかし、被害者の中には、経済的な理由等から住宅の確保が難しい場合があります。

こうした点を踏まえ、被害者の状況に応じた住宅の確保に向けての情報提供、県営住宅への優先入居等、被害者が自立して生活するための住宅の確保に係る支援を行っています。

今後は、県営住宅だけではなく、市町村営住宅や民間賃貸住宅についても被害者が円滑に入居できるよう、被害者の状況に応じた情報提供等を行っていく必要があります。

住宅への入居支援

住宅の確保に係る情報提供

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し住宅の確保について事案に応じた情報提供を行います。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターや被害者の入居支援に関わる福祉保健部各課等を通じ、被害者が県営住宅や民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう空き家情報の提供を行います。

県営住宅を活用した入居支援

- ・ 被害者が県営住宅への入居を希望する場合には、地域の住宅事情や県営住宅ストックの状況を総合的に勘案して、優先入居者として取り扱うとともに、収入認定や保証人の取扱いについて、被害者の実情を勘案して弾力的に運用します
- ・ 県営住宅の目的外使用制度の活用により、被害者の一時避難に対応できる住戸¹数の確保を図ります。

市町村営住宅入居に対する支援

- ・ 市町村営住宅へ被害者が優先入居できるよう市町村に対し働きかけを行うとともに、制度運用に関する情報提供を行います。

民間賃貸住宅への入居制度に対する支援

- ・ 被害者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、山梨県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画²に基づき、セーフティネット住宅³の登録を促進するため、ホームページやリーフレットにより登録制度について情報を提供し周知を図ります。

1 県営住宅の目的外使用制度の活用により、被害者の一時避難に対応できる住戸とは・・・

県営住宅の目的外使用制度とは、本来の用途又は目的を妨げない限度において、特にやむを得ないと認められる場合に県営住宅の使用を許可する制度ですが、この制度を活用しDVの被害者で住宅に困窮している方に対して一時使用を許可し、当面の生活の場を提供するものです。

2 山梨県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画とは・・・

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標および公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項等を定め、総合的かつ効果的に施策を展開するための計画で、本県では平成30年3月に策定しました。

3 セーフティネット住宅とは・・・

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、DV被害者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅です。

【重点目標 13】 子どもに対する適切な支援

現状と課題

被害者の自立支援を図る上で、同居する子どもの就学や保育等に関する問題は、極めて重要です。

平成 27 年度に実施した県民意識・実態調査によると、「相手からの行為を受けた時、子ども（18 歳未満）の目撃はあったか」という質問に対しては、28.4%の人が目撃していたと回答しています。また、「相手は、子どもに対して同じような行為をしたことがあるか」という質問に対しては、17.7%の人が「あった」と回答しています。

このような行為を目撃した子どもは心理的なダメージを受けており、それに加えて転居や転校をはじめとする生活の変化等により、大きな影響を受けやすい状況にあります。

現在、被害者には、同伴する子どもの就学・保育等に関する情報提供、保育・教育関係者に対してはDV被害の特性や配慮が必要な事項等の周知徹底、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを通じて子どもの心のケア等の支援を行っています。

今後も、DVが子どもへ与える影響を十分に考慮し、関係機関が連携して、一人ひとりの子どもに寄り添った、きめ細かい支援を行っていくことが必要です。

個々の子どもに寄り添った支援

支援情報の提供

- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、子どもの就学や保育について被害者への情報提供を行うほか、必要に応じて市町村と連携し予防接種や健診等についても被害者に情報提供を行います。

児童生徒の精神的なケア及び学習環境の整備

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、DVによる被害を受けた児童生徒の心のケアを行い、安心して学習できる環境の整備に努めます。

子どもが安心して生活できる環境整備

関係者への周知徹底

- ・ 教育関係者及び保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童生徒の虐待に関する留意事項やDV被害の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。
- ・ 加害者に対する接近禁止命令制度の趣旨や概要について、教育委員会、学校、保育所等への周知を図ります。

情報等の適切な管理

- ・ 子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とその子どもの安全確保や守秘義務の徹底を図ります。

関係機関との連携

- ・ 教育委員会及び学校は、子どもの教育を受ける権利を保障するため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村等の関係機関と連携を図ります。
- ・ 接近禁止命令が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促します。

基本目標 関係機関の支援ネットワークの充実

【重点目標 14】 関係機関のネットワークの充実

現状と課題

DVの防止及び被害者の保護、自立支援等には、ひとつの機関だけで対応することは困難であり、様々な関係機関が関わる必要があります。

各関係機関が緊密に連携し、相談、一時保護、自立支援等の様々な段階において、共通認識を持ちながら、被害者の支援を行うことが重要です。

これまで、関係機関連絡協議会や実務者会議等において、関係機関の連携に努めていますが、今後は、地域におけるネットワークを構築するなど、関係機関相互の連携を強化し、より一層、被害者支援のためのネットワークの充実を図っていく必要があります。

関係機関連絡協議会等の充実

関係機関連絡協議会の開催

- ・ 県、市町村、民間団体等による関係機関連絡協議会を開催し、意見や情報の交換を通じて、DVに関する問題に対する認識を共有し、連携の強化を図ります。

実務者会議等の開催

- ・ 女性相談所は、被害者の自立支援のための連絡調整・支援体制について、市町村等関係機関の実務担当者を集めた実務者会議を開催し、ネットワーク体制の強化を図るとともに、研修や事例検討を行います。

被害者支援のためのネットワークの強化

配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携強化

- ・ 配偶者暴力相談支援センターを中心として、保護については警察、裁判所、日本司法支援センター（法テラス）等との連携、自立支援については、保健福祉事務所、市町村、公共職業安定所等との連携等、被害者の保護と自立支援のため、関係機関が相互に連携を図るよう努めます。

地域ネットワークの充実

- ・ 地域で被害者に直接接する機会が多い市町村や保健福祉事務所、警察署等に働きかけ、地域におけるネットワーク会議等を行い、地域単位での支援ネットワークの構築を図ります。

【重点目標 15】 市町村における支援体制の強化

現状と課題

平成 19 年のDV防止法の改正により、市町村においてDV防止計画の策定及び適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことが努力義務とされ、県内市町村においては 20 市町村がDV計画を策定済（H30.3 現在）です。

地域に根ざした、きめ細かな支援を行うためには、被害者にとって最も身近な行政主体である市町村の役割が重要です。

計画が未策定の市町村に対しては、広域的な観点からDV防止計画の策定等に向けた働きかけや助言・情報提供の支援等を行っていますが、被害者が支援を受けやすい環境が整備されるよう、今後もさまざまな機会を捉えて市町村DV防止計画の策定等に向けた支援を行うことが必要です。

また、市町村内の各相談窓口間の連携が図られ、DV被害の早期発見と継続した支援につながるよう市町村への支援の推進が必要です。

市町村への支援の推進

市町村DV防止計画及び配偶者暴力相談支援センター機能整備の促進

- ・ 市町村におけるDV防止計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置について、様々な機会を捉えて市町村に働きかけるほか、国や県その他の取り組みについての情報提供や助言を行います。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置する際には支援・助言を行うとともに、県と市町村との役割分担など業務の調整に努めます。

窓口における円滑な手続きの推進

- ・ 被害者の負担軽減等を図るため、市町村内における手続きの一元化等について、会議、研修等を通して働きかけを行います。

人材育成に向けた支援

- ・ 市町村が実施する施策が円滑に進むよう、DVの防止及び被害者の保護に関わる市町村職員に対し、被害者の人権やDVの特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために必要な研修の機会を提供します。
- ・ 女性相談所は、実務者会議等を開催し、学識関係者や関係機関の理解と協力を得る中で市町村担当者の資質向上を図ります。

【重点目標 16】 民間団体等との連携と協働

現状と課題

被害者それぞれの状況に適切に対応し、きめ細かな支援を行うためには、配偶者暴力相談支援センター等と民間団体等が連携を図ることが重要です。

女性相談所は、関係機関連絡協議会への出席や各種研修会・講演会等への参加の呼びかけなどを行い、民間団体等との連携に努め、民間シェルターへの一時保護委託も行っています。

今後も民間団体等との連携の促進に向けて、相互に必要な情報を共有するなど、緊密な関係を構築していくことが必要です。

民間団体等との連携の促進

関係機関連絡協議会を通じた連携

- ・ 関係機関連絡協議会を通じて、県医師会や歯科医師会、民間団体等にDVに関する問題について理解と協力を働きかけます。

実務者会議を通じた連携

- ・ 女性相談所は、実務者会議を通じて民間団体と意見交換等を行い支援の連携を図ります。

効果的な周知・啓発に向けた連携

- ・ 男女共同参画推進センターは、男女共同参画に関する団体など、様々な民間団体と連携を図りながら、DVの防止と被害者の保護に向けた効果的な周知・啓発を行います。

民間団体等と連携した人材の育成

研修会・連絡会の実施

- ・ 女性相談所が行う専門的な研修や関係機関による事例検討会等へ民間団体にも参加を呼びかける等、連携して支援の充実を図ります。
- ・ DVに関する研修会等については、被害者の支援を行う民間団体と連携を図りながら、効果的な実施に努めます。

【重点目標 17】 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備**現状と課題**

DV防止法において、県、市町村及び関係機関等は、被害者の保護に携わる職員の職務執行に対して、被害者から苦情の申し出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するよう努めることとされています。

これまで、配偶者暴力相談支援センター等の被害者支援に携わる関係機関では、相談や支援に対する被害者からの苦情の申し出に対して、適切かつ迅速な対応に努め被害者の人権の保護を図っています。

今後も、被害者の心身の状況等に十分配慮しながら、適切な対応を行うことが必要です。

苦情の適切かつ迅速な処理**職務の改善及び被害者等への説明**

- ・ 各関係機関は、苦情の申し出があった場合には、それぞれの機関における苦情処理制度に基づき、適切かつ迅速な処理を行うとともに、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努めます。

【重点目標 18】 調査研究の推進

現状と課題

DVを防止し被害者の保護を図るためには、被害の実態等について分析を行い、被害者の心身の健康回復の方法及び自立に向けた支援などに役立てるための調査研究を行うことが必要です。

また、DVを防止するためには、被害者の保護だけでなく、加害者更正のための調査研究を行うなど、加害者に向けた取り組みも必要です。

被害者保護に関する調査

被害者の相談・保護事例の分析

- 被害者からの相談や保護事例について、秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、DVによる被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立っています。

加害者更正に向けた調査研究

加害者への対応についての研究

- 加害者対策については、有効な指導方法等が確立するまでの間、引き続き国等の動向や他県等の取組情報を積極的に収集し、加害者の更正を促す対策を検討します。

4 数値目標

本計画を着実に推進していくため、次のとおり数値目標を設定します。

項目	現状値（2017年度）	目標値（2023年度）
若年層のDV予防のための出前講座等開催回数	3回	15回
相談員等の専門研修受講（延）回数	25回	30回
関係機関ネットワーク会議の開催回数	3回	8回
DV防止計画策定市町村数	20市町村	27市町村 （全市町村）

資料編



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十五年法律第七十二号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条一第九条の二）

第四章 保護命令（第十条一第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条一第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）

又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力に

よる被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）

により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、

電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めると

きは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が

当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合にお

いて、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停

止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同

一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に

関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に

要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替える

ほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項

(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの

と同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する
基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号

※ 平成 26 年 10 月 1 日 一部改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月の法改正を経て、平成 25 年 6 月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力すること

が望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相

談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安

定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普

及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続きをとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住

所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する確かな理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会設置要綱

1 設置目的

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関による連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置し、問題に対する認識を共有化し、相互の緊密な連携を図る。

2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 配偶者からの暴力問題に対する理解の促進に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力被害者の保護と自立支援に関する情報交換に関すること。
- (3) 各機関等の連携の促進に関すること。
- (4) 県民に対する啓発活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げるものの他必要な事項

3 構成

協議会は、別表に掲げる関係機関（以下「構成機関」という。）をもって構成する。

- (1) 協議会の会長は、山梨県県民生活部次長が務める。
- (2) 会長に事故あるときは、構成機関のうちから、予め会長が指名する機関の代表がその職務を代理する。

4 会議

- (1) 会議は、必要に応じ会長が招集する。
- (2) 会長が議長となり、会議を総理する。

5 実務者会議

必要に応じ個別の協議事項について、構成機関のうち、当該協議事項を所管する機関の実務者による会議（以下「実務者会議」という。）を開催する。

- (1) 実務者会議は、女性相談所長が招集し、必要に応じ構成機関以外の機関の出席を求めることができる。
- (2) 実務者会議は、女性相談所長が議長となり、会議を総理する。

6 事務局

協議会の事務局は、県民生活部県民生活・男女参画課に置く。ただし、実務者会議については、女性相談所が事務局を務める。

7 雑則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

- この要綱は、平成13年9月10日から適用する。
この要綱は、平成14年4月1日から適用する。
この要綱は、平成15年4月1日から適用する。
この要綱は、平成16年9月1日から適用する。
この要綱は、平成18年2月16日から適用する。
この要綱は、平成18年11月1日から適用する。

この要綱は、平成19年10月23日から適用する。
この要綱は、平成20年4月1日から適用する。
この要綱は、平成21年9月24日から適用する。
この要綱は、平成22年9月28日から適用する。
この要綱は、平成26年4月1日から適用する。
この要綱は、平成26年8月1日から適用する。
この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
この要綱は、平成30年7月10日から適用する。

	所 属	備 考
関 係 機 関	(一社) 山梨県医師会 (一社) 山梨県歯科医師会 (公社) 被害者支援センターやまなし (公社) 山梨県看護協会 女性の人権サポートくろーばー 日本司法支援センター山梨地方事務所 法テラス山梨 山梨外国人 인권 ネットワーク・オアシス 山梨県弁護士会 やまなし性暴力被害者サポートセンター	(五十音順)

山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画
庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）策定のため、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画庁内検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画案の作成に関すること
- (2) その他基本計画の策定に当たって必要と認められること

(組織)

第3条 検討委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 検討委員会に座長を置き、座長は県民生活・男女参画課長をもって充てる。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 検討委員会が所掌する事務について具体的な検討を行うため、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループの構成員は、別表2に掲げる者とする。
- 3 ワーキンググループにリーダーを置き、座長がこれを指名する。
- 4 ワーキンググループの会議は、リーダーが必要に応じて招集する。
- 5 リーダーは、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 リーダーは、会議の結果を検討委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 検討委員会及びワーキンググループの庶務は県民生活・男女参画課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から適用する。

この要綱は平成20年7月7日から適用する。

この要綱は平成25年4月1日から適用する。

この要綱は平成30年4月1日から適用する。

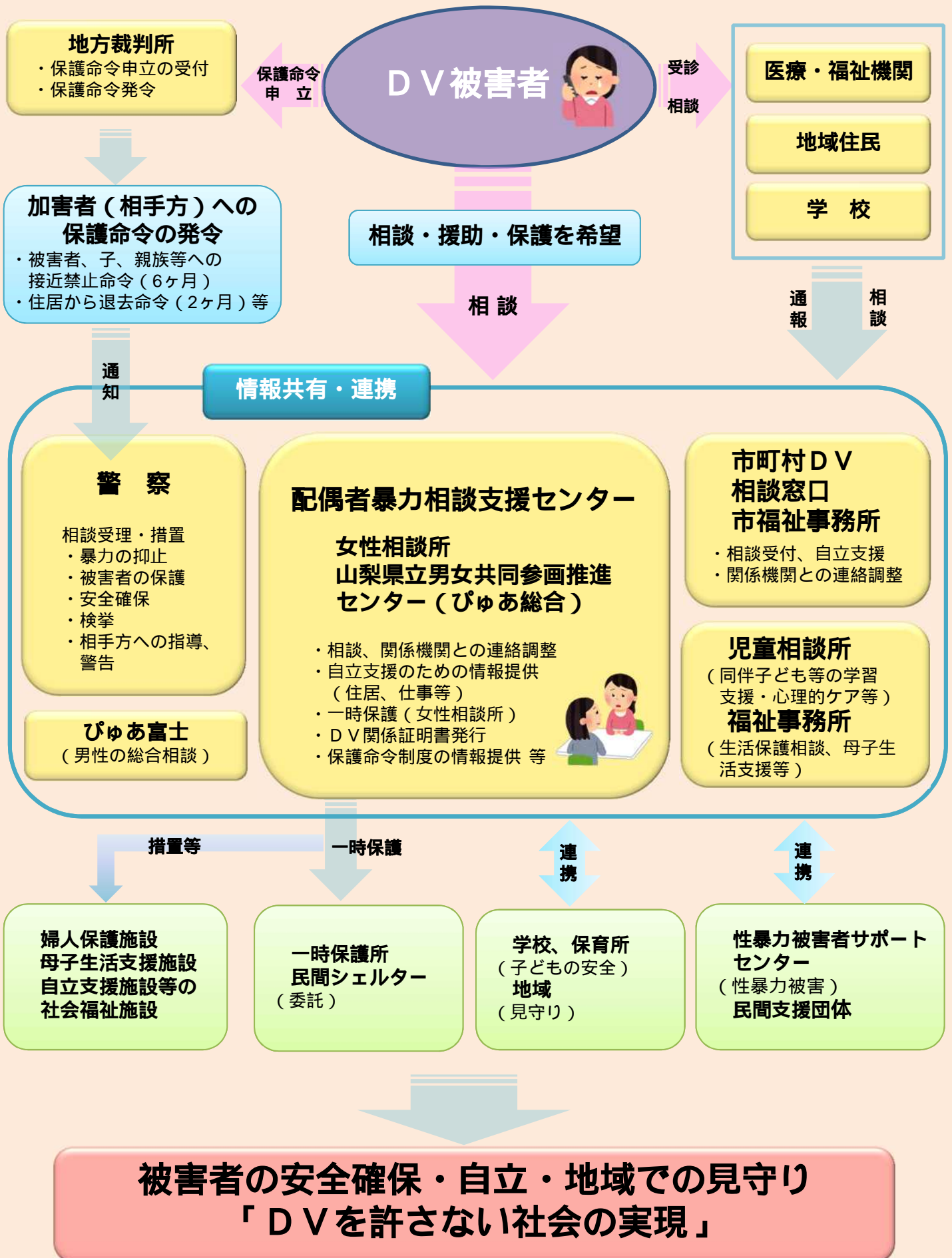
別表 1

検討委員
県民生活・男女参画課長 健康長寿推進課長 子育て支援課長 障害福祉課長 医務課長 健康増進課長 労政雇用課長 産業人材育成課長 建築住宅課長 教育委員会義務教育課長 教育委員会高校教育課長 警察本部生活安全部少年・女性安全対策課長

別表 2

ワーキンググループ構成員
県民生活・男女参画課男女共同参画担当 健康長寿推進課地域包括ケア推進担当 子育て支援課家庭福祉担当 障害福祉課心の健康担当 医務課看護担当 健康増進課母子保健・難病担当 労政雇用課地域雇用担当 産業人材育成課人材育成担当 建築住宅課企画担当 建築住宅課住宅対策室県営住宅管理担当 教育委員会義務教育課しなやかな心の育成担当 教育委員会高校教育課指導担当 警察本部生活安全部少年・女性安全対策課 企画・指導担当

D V 被害者支援の主な流れ



相談窓口等一覧

(H30.9.30現在)

※相談の受付は、特記のないものは原則として祝日、年末年始を除きます。

■配偶者等からの暴力(DV)に関する相談

名称	電話番号	受付時間等
配偶者暴力相談 支援センター	女性相談所 ※相談、保護、自立支援 など全般に対応します。	055-254-8635 電話相談 平日 9:00～20:00 面接相談 平日 9:00～17:00
	男女共同参画推進 センターびゅあ総合 ※相談、各種情報 提供に対応します。	055-237-7830 電話相談 9:00～17:00 面接相談 9:00～16:00 第2・第4月曜日(休館日)を除く毎日
山梨県警察総合相談室	#9110 または 055-233-9110	24時間受付 (土・日・祝日・夜間は 警察署の日(宿)直警察官が対応)
女性の人権ホットライン (甲府地方方法務局人権擁護課)	0570-070-810	電話相談・面接相談 平日 8:30～17:15

■市町村のDVに関する担当窓口

名称	住所	電話番号	備考
甲府市人権男女参画課(女性総合相談室)	甲府市相生2-17-1	055-223-1255	
富士吉田市福祉事務所	富士吉田市下吉田6-1-1	0555-22-1111	(内線113)
都留市健康子育て課	都留市下谷2516-1	0554-45-5127	
山梨市福祉事務所	山梨市小原西843	0553-22-1111	(内線1133)
大月市福祉事務所	大月市大月2-6-20	0554-23-8030	
韮崎市福祉事務所	韮崎市水神1-3-1	0551-22-1111	(内線179)
南アルプス市福祉事務所	南アルプス市小笠原376	055-282-6049	
北杜市ほくとっこ元気課	北杜市高根町箕輪697	0551-42-1401	
甲斐市市民活動支援課	甲斐市篠原2610	055-278-1704	児童虐待が関わらない場合
甲斐市子育て支援課	甲斐市篠原2610	055-278-1692	児童虐待が関わる場合
笛吹市福祉事務所	笛吹市石和町市部800	055-262-1271	
上野原市福祉事務所	上野原市上野原3163	0554-62-1199	
甲州市市民生活課	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-32-5583	
中央市福祉事務所	中央市成島2266	055-274-8544	H31.4まで
	中央市臼井阿原301-1		H31.5から
市川三郷町いきいき健康課	西八代郡市川三郷町岩間495	0556-32-2114	
富士川町福祉保健課	南巨摩郡富士川町長澤2374-2	0556-22-7207	
早川町福祉保健課	南巨摩郡早川町高住758	0556-45-2363	
身延町福祉保健課	南巨摩郡身延町切石117-1	0556-20-4611	
南部町福祉保健課	南巨摩郡南部町内船4473-1	0556-64-4836	
昭和町福祉課	中巨摩郡昭和町押越542-2	055-275-8784	
道志村住民健康課	南都留郡道志村6181-1	0554-52-2113	
西桂町福祉保健課	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-4000	
忍野村福祉保健課	南都留郡忍野村忍草1445-1	0555-84-7795	
山中湖村いきいき健康課	南都留郡山中湖村山中237-1	0555-62-9976	
鳴沢村総務課	南都留郡鳴沢村1575	0555-85-2311	
富士河口湖町政策企画課	南都留郡富士河口湖町船津1700	0555-72-1129	
小菅村住民課	北都留郡小菅村4698	0428-87-0111	
丹波山村住民生活課	北都留郡丹波山村890	0428-88-0211	

■警察署 ※ 緊急の場合は110番通報を

名 称	電話番号	名 称	電話番号
甲府警察署	055-232-0110	南部警察署	0556-64-0110
南甲府警察署	055-243-0110	笛吹警察署	055-262-0110
南アルプス警察署	055-282-0110	日下部警察署	0553-22-0110
韮崎警察署	0551-22-0110	富士吉田警察署	0555-22-0110
北杜警察署	0551-32-0110	大月警察署	0554-22-0110
鵜沢警察署	0556-22-0110	上野原警察署	0554-63-0110

■男性の総合相談

名 称	電話番号	受付時間等
男女共同参画推進センターぴゅあ富士	0554-56-8742	電話相談 原則第1日曜日 13:00~17:00

■児童虐待等に関する相談

名 称	電話番号	名 称	電話番号
中央児童相談所	055-254-8617	都留児童相談所	0554-45-7838

■自立支援等に関する相談

相談内容	名 称	住 所 等	電話番号	受付時間等
就労に関する事	職業安定所(ハローワーク)			
	ハローワーク甲府 ※【マザーズサロン併設】	甲府市住吉1-17-5	055-232-6060	
	ハローワーク富士吉田	富士吉田市竜ヶ丘2-4-3	0555-23-8609	
	ハローワーク大月	大月市大月3-2-17	0554-22-8609	平日 8:30~17:15
	ハローワーク都留	都留市下谷3-7-31	0554-43-5141	
	ハローワーク塩山	甲州市塩山上於曾1777-1	0553-33-8609	
	ハローワーク韮崎	韮崎市若宮1-10-41	0551-22-1331	
	ハローワーク鵜沢	南巨摩郡富士川町鵜沢1215	0556-22-8689	
	やまなし・しごと・プラザ	甲府市飯田1-1-20 JA会館5F	055-233-4510	平日 9:30~18:00 土曜 13:00~17:00
	やまなし・しごと・プラザ サテライト	富士吉田市上吉田2-5-1 富士山駅ビルショッピングセンター Q-STA 3F	0555-72-8803	平日 10:00~18:30 土曜 13:00~17:00
ひとり親家庭の母・父の 就業・自立に関する相談	山梨県母子家庭等 就業・自立支援センター	甲府市朝日4-5-21 山梨県母子父子福祉センター内	055-252-7014	祝日・年末年始を除く 9:00~16:00
就職相談・職業訓練	就業支援センター	甲府市塩部4-5-28	055-251-3210	平日 9:30~16:30
県営住宅入居に関する事	山梨県住宅供給公社	甲府市丸の内2-14-13 ダイタビル1F	055-237-1656	平日 8:30~18:30 日曜 8:30~17:15
内職・法律相談	県民生活センター	甲府市飯田1-1-20 JA会館5F	055-223-1366	平日 8:30~17:00

■障害者虐待防止に関する相談

※ 特記がない場合の受付時間は、平日8:30～17:15 平日夜間17:15～翌8:30 土日・祝日 8:30～翌8:30

市町村名	対 応 窓 口	所 在	電話番号	受付時間
甲府市	甲府市障害者虐待防止センター	甲府市丸の内1-18-1	055-237-5240	平日
	甲府市		055-237-1161	夜間・土日祝日
富士吉田市	富士吉田市障害者虐待防止センター	富士吉田市下吉田6-1-1	0555-24-5294	平日
	富士吉田市			夜間・土日祝日
都留市	都留市 福祉課	都留市下谷2516-1	0554-46-5112	平日
	都留市	都留市上谷1-1-1	0554-43-1111	夜間・土日祝日
山梨市	山梨市障害者基幹相談支援センター	山梨市小原西843	0553-22-1111	24時間対応
	障害者相談センター ちどり	山梨市小原西649-1	0553-23-2941	平日
大月市	大月市 福祉課	大月市大月2-6-20	0554-23-8031	平日
	大月市			夜間・土日祝日
韮崎市	韮崎市役所福祉課障がい福祉担当(福祉総合相談窓口)	韮崎市水神1-3-1	0551-22-1111	平日
	韮崎市役所		平日(内線 184・185)	夜間・土日祝日
南アルプス市	南アルプス市障害者虐待防止センター	南アルプス市小笠原376	055-282-7250	平日 水のみ19:00まで 夜間・土日祝日
北杜市	北杜市障害者総合支援センター(かざぐるま)	北杜市長坂町長坂上条2233	0551-42-1411	平日
	北杜市役所	北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1111	夜間・土日祝日
甲斐市	甲斐市障がい者基幹相談支援センター	甲斐市島上条3163	055-267-7010	平日 夜間・土日祝日
	甲斐市 福祉課	甲斐市篠原2610	055-278-1691	
	甲斐市		055-276-2111	
笛吹市	笛吹市障がい者基幹相談支援センター	笛吹市石和町市部800	055-262-1274	平日
			055-262-4111	夜間・土日祝日
	支援センター ふえふき	笛吹市石和町市部448	055-263-1777	平日
	美咲園福祉支援センター	笛吹市八代町北236	055-265-1850	
ハーモニー	笛吹市石和町下平井329	055-261-3377		
上野原市	上野原市障害者虐待防止センター	上野原市上野原3163	0554-62-3136	平日
	上野原市		0554-62-3111	夜間・土日祝日
甲州市	甲州市障害者地域生活支援センター	甲州市塩山上於曾933-6	0553-32-0285	平日 (水)のみ19:00まで (土)12:00～17:15
中央市	中央市・昭和町障がい者虐待防止センター	中央市成島2266	055-274-1100	平日 夜間・土日祝日
	中央市 福祉課		055-274-8544	
	中央市		中央市臼井阿原301-1	
峡南圏域	峡南圏域障害者虐待防止センター (市川三郷・早川・身延・南部・富士川共通)	市川三郷町岩間438	080-8865-6566	24時間対応
市川三郷町	市川三郷町 福祉支援課	市川三郷町市川大門1790-3	055-272-1106	平日
			055-272-1101	夜間・土日祝日
早川町	早川町 福祉保健課	早川町高住758	0556-45-2363	平日
			0556-45-2511	夜間・土日祝日
身延町	身延町 福祉保健課	身延町切石117-1	0556-20-4611	平日
		身延町石切350	0556-42-2111	夜間・土日祝日
南部町	南部町 福祉保健課	南部町内船4473-1	0556-64-4836	平日
		南部町富士28505-2	0556-66-2111	夜間・土日祝日
富士川町	富士川町 福祉保健課	富士川町長沢2374-2	0556-22-7207	平日
		富士川町天神中条1134	0556-22-1111	夜間・土日祝日
昭和町	中央市・昭和町障がい者虐待防止センター	中央市成島2266	055-274-1100	平日 夜間・土日祝日
	昭和町 福祉課	昭和町押越616	055-275-8784	
	昭和町	昭和町押越542-2	055-275-2111	
道志村	道志村 住民健康課	道志村6181-1	0554-52-2113	平日
			0554-52-2111	夜間 土日祝日8:30～17:15
西桂町	西桂町障害者虐待防止センター	西桂町下暮地915-7	0555-25-4000	平日
			0555-25-2121	夜間・土日祝日
忍野村	忍野村 福祉保健課	忍野村忍草1455-1	0555-84-7795	平日
		忍野村忍草1514	0555-84-3111	夜間・土日祝日8:30～17:15
山中湖村	山中湖村 いきいき健康課	山中湖村山中237-1	0555-62-9976	平日
			0555-62-1111	夜間 土日祝日8:30～17:15
鳴沢村	鳴沢村 福祉保健課	鳴沢村1575	0555-85-3081	平日
			0555-85-2311	夜間・土日祝日
富士河口湖町	富士河口湖町障害者虐待防止センター	富士河口湖町船津1700	0555-72-6028	平日
			0555-72-1111	夜間・土日祝日
小菅村	小菅村 住民課	小菅村4698	0428-87-0111	24時間対応
丹波山村	丹波山村 住民生活課	丹波山村890	0428-88-0211	24時間対応
山梨県	山梨県障害者権利擁護センター	甲府市北新1-2-12福祉プラザ1階	055-225-3733	24時間
	山梨県 障害福祉課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1461	平日

■高齢者に関する相談

圏域	名 称	住 所	電話番号
中 北	甲府市東地域包括支援センター	甲府市城東4-13-15	055-233-6421
	甲府市南東地域包括支援センター	甲府市国玉町951-1	055-223-0103
	甲府市西地域包括支援センター	甲府市上石田1-7-14	055-220-7677
	甲府市南西地域包括支援センター	甲府市大里町5315	055-220-2315
	甲府市南地域包括支援センター	甲府市住吉5-24-14	055-242-2055
	甲府市北東地域包括支援センター	甲府市塚原町359	055-252-3398
	甲府市北西地域包括支援センター	甲府市羽黒町1657-5	055-252-4165
	甲府市中央地域包括支援センター	甲府市丸の内2-9-28勤医協駅前ビル4階	055-225-2345
	甲府市笛南地域包括支援センター	甲府市下向山町910甲府市健康の杜センターアネシス内	055-266-4220
	韮崎市地域包括支援センター	韮崎市本町3-6-3	0551-23-4313
	南アルプス市地域包括支援センター	南アルプス市小笠原376	055-282-7339
	北杜市地域包括支援センター	北杜市須玉町大豆生田961-1	0551-42-1336
	甲斐市地域包括支援センター	甲斐市篠原2610	055-278-1693
	中央市地域包括支援センター	中央市成島2266	055-274-8558
	昭和町地域包括支援センター	中巨摩郡昭和町押越616	055-275-4815
峡 東	山梨市地域包括支援センター	山梨市小原西843	0553-22-1111
	笛吹市北部長寿包括支援センター	笛吹市石和町市部800	055-261-1907
	笛吹市東部長寿包括支援センター	笛吹市一宮町末木807-6	0553-34-8221
	笛吹市南部長寿包括支援センター	笛吹市八代町南917	055-225-3368
	甲州市地域包括支援センター	甲州市塩山上於曾1085-1	0553-32-5600
峡 南	市川三郷町地域包括支援センター	西八代郡市川三郷町市川大門1790-3	055-272-1106
	富士川町地域包括支援センター	南巨摩郡富士川町長澤2374-2	0556-22-4615
	早川町地域包括支援センター	南巨摩郡早川町高住758	0556-45-2363
	身延町地域包括支援センター	南巨摩郡身延町切石117-1中富すこやかセンター内	0556-20-4611
	南部町地域包括支援センター	南巨摩郡南部町内船4473-1	0556-64-4836
富 士 ・ 東 部	富士吉田市地域包括支援センター	富士吉田市下吉田6-1-1	0555-22-1111
	富士吉田市地域包括支援センターランチすこやか	富士吉田市下吉田4-2-15	0555-21-1213
	富士吉田市地域包括支援センターランチなごやか	富士吉田市下吉田9-9-10	0555-21-2940
	富士吉田地域包括支援センターランチほがらか	富士吉田市松山1613	0555-24-5334
	富士吉田地域包括支援センターランチさわやか	富士吉田市上吉田6530	0555-22-4111
	都留市地域包括支援センター	都留市下谷2516-1	0554-46-5114
	大月市地域包括支援センター	大月市大月2-6-20	0554-23-8034
	上野原市地域包括支援センター	上野原市上野原3163	0554-62-3128
	道志村地域包括支援センター	南都留郡道志村6181-1	0554-52-2113
	西桂町地域包括支援センター	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-4000
	忍野村地域包括支援センター	南都留郡忍野村忍草1445-1	0555-20-5211
	山中湖村地域包括支援センター	南都留郡山中湖村山中237-1	0555-62-9976
	鳴沢村地域包括支援センター	南都留郡鳴沢村1575	0555-85-3081
	富士河口湖町地域包括支援センター	南都留郡富士河口湖町船津1700	0555-72-6037
	小菅村地域包括支援センター	北都留郡小菅村4698	0428-87-0111
丹波山村地域包括支援センター	北都留郡丹波山村890	0428-88-0211	

■その他関連する相談

	名 称	電話番号	受 付 時 間 等
心の悩み	ストレスダイヤル	055-254-8700	平日 9:00～12:00、13:00～16:00 夜間(木曜日) 16:00～19:00
性犯罪110番	山梨県警察 (刑事部捜査第一課)	#8103 または 055-224-5110 FAXも同じ番号	平日 8:30～17:00 FAX 24時間受付
性暴力被害	やまなし性暴力被害者サポートセンター 「かいさぼ ももこ」	055-222-5562	平日 10:00～16:00
犯罪被害者 電話相談	山梨県犯罪被害者等総合支援窓口 (山梨県県民生活・男女参画課)	055-223-4180	平日 8:30～17:15
	(公社)被害者支援センターやまなし	055-228-8622	平日 10:00～16:00
法律に関する相談	法テラス山梨 (日本司法支援センター山梨地方事務所)	050-3383-5411	平日 9:00～17:00
訴訟支援に関する 相談	甲府公証役場	055-252-7752	平日 8:30～17:00
	大月公証役場	0554-23-1452	平日 8:30～17:00

■関連情報HPサイト

- ◇内閣府配偶者からの暴力被害者支援情報 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html
- ◇山梨県県民生活部県民生活・男女参画課 <http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/index.html>
- ◇山梨県福祉保健部子育て支援課 <http://www.pref.yamanashi.jp/kosodatehien/index.html>
- ◇山梨県福祉保健部女性相談所 <http://www.pref.yamanashi.jp/josei/index.html>
- ◇山梨県立男女共同参画推進センター <http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/center.php>
- ◇やまなし女性の応援サイト <http://www.pref.yamanashi.jp/challenge/index.php>
- ◇やまなし子育てネット <http://www.yamanashi-kosodate.net/>

